|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国連 | CRPD/C/SWE/2-3 |
| United Nations logo | **障害者の権利に関する条約** | 配布：一般2023年7月19日オリジナル英語アラビア語、英語、フランス語、スペイン語のみ |

**障害者権利委員会**

スウェーデンが選択的報告手続きにより

条約第35条に基づき提出した

第2・3回合併報告書 ＊、＊＊

（提出期限2019年）

[受領：2019年11月25日］

* 本文書は正式な編集を加えずに発行されたものである。

＊＊　本文書の付属文書は、委員会のウエブページからアクセスできる。

訳注　intellectual disabilitiesは8回使われ、知的障害と訳した。Learning disabilitiesは20回使われ、学習障害と訳した。Learning difficultiesやdevelopmental disabilitiesは使われていなかった。

パラグラフ50には「学習障害児のための義務教育学校内で使うため、および知的障害のある若者や若年成人を対象とした性教育のために、あるアプリが開発された。」という文があり、intellectual disabilitiesとlearning disabilitiesとが使い分けられていることがうかがわれた。しかしなお、本報告全体で一貫して使い分けられているかどうか、一方に他方が含まれている可能性はないかなど、不明な印象は残った。

訳注　原文では省略されていた条約の条項名を訳文では付記した。

 報告前の質問事項（CPRD/C/SWE/QPR/2-3）パラグラフ 1（a）への回答

1. スウェーデンでは、国連障害者権利条約（条約）を全面的に取り入れるための具体的な措置はとられていない。スウェーデンの法律は条約の規定を十分に遵守しており、スウェーデンが条約に加盟するために必要な立法措置はないとみなされた。

2. これまでスウェーデンの法律に全面的に組み込まれた人権に関する条約は、人権および基本的自由の保護のための欧州条約（ECHR: European Convention on Human Rights）のみである。2020年1月1日には、国連子どもの権利条約（UNCRC: United Nations Convention on the Rights of the Child）もスウェーデンの法律に組み込まれる予定である[[1]](#footnote-1)。政府は、UNCRCの適用経験を収集した上で、それ以外の条約のスウェーデンの法律への組み込みの問題についてさらに検討する意向である。

 目的と一般的義務（第1～4条）

報告前の質問事項パラグラフ1（b）への回答

3. スウェーデン社会参加庁（Swedish Agency for Participation）は、国、地域、地方レベルで障害者政策を実施する公共部門の活動を監視している。

4. 2014年から2016年にかけて、同庁は市町村と地域公共交通機関がアクセシビリティと参加にどのように取り組んでいるかを監視した。これは多くの指標に基づいており、労働市場、教育、文化、スポーツ、物理的アクセシビリティ、交通（地域公共交通機関に関して）が含まれていた。

5. 2015年、同庁はスウェーデン自治体・地域協会（Swedish Association of Local Authorities and Regions）と、この監視の発展方法について対話を開始した。監視をより効果的かつ管理しやすくするため、同庁はその後、監視のプロセスを見直し、発展させた。2017年以降、同庁は、すべてのスウェーデンの市町村（コミューン）、ランスティング（訳注　原文はcounty councils。スウェーデンのcounty councilsは、ランスティング（Landsting）と呼ばれる複数の市町村を含む広域的な自治体の議会で、直接選挙で選出される議会である。日本の県議会のレベルのものである。以下「ランスティング」とする。）、政府機関を対象とした年次調査を実施し、障害の視点が市町村の運営上のリーダーシップとマネジメントにどのように含まれているかをより戦略的に監視している。スウェーデン社会参加庁は現在、デジタルツールを開発中で、2019年中に郵送調査から変更する予定である。

6. スウェーデン社会参加庁はまた、政府から、ランスティングと協力して、市町村やランスティングが障害者政策戦略や計画を実施するのを支援することをとくに命じられている。

 報告前の質問事項パラグラフ1（c）への回答

7. アクセシビリティの不足（inadequate accessibility）という形での差別に対する保護が導入されて以来、障害を理由とする差別に関する報告が増加している。平等オンブズマン（DO: Diskriminerings Ombudsmannen）によると、報告されたケースのいくつかは、さまざまな方法でアクセシビリティを向上させるための措置が取られるに至っている。差別禁止法（Discrimination Act）はその後、アクセシビリティの不足という形での差別に対する保護を拡大し、一層強化された[[2]](#footnote-2)。具体的には、従業員が10人未満の企業も、商品やサービスを提供する際のアクセシビリティの不足という形での差別の禁止に含まれることとなった。この変更は2018年5月1日に施行された。

8. 2017年1月1日より、障害を理由に含めるなど、雇用主の義務に関する規則が変更された[[3]](#footnote-3)。それは、雇用主が企業内の差別をなくすために予防・促進活動に積極的に取り組む義務や、権利の公平を図るその他の義務である。

9. ヘイトクライムの動機は判決時に考慮される場合がある[[4]](#footnote-4)。

 報告前の質問事項パラグラフ1（d）への回答

10. スウェーデン社会参加庁は、2011年から2016年までの障害者政策の発展を評価・分析する任務を負っている[[5]](#footnote-5)。同庁の報告によれば、ほとんどの政策分野での進展は緩慢であった。しかし、とくに文化、メディア、IT、交通の分野では前向きな進展が見られた。

11. その一方、物理的アクセシビリティや労働市場などの分野での発展は、戦略期間中、足踏み状態にあるか、ゆっくりとしか進展していない。一般の人々に比べ、障害のある人の生活状況は依然としてかなり悪い。特定の障害のある人グループは、他のグループよりも脆弱である。これはとくに女性の障害のある人に当てはまり、一般的に男性よりも生活状況が悪い。さらに、脆弱性は障害のある人のグループ間や地域内でも異なる。障害のある人の教育レベルは、人口全体よりも低い。一般的に女性の教育レベルは男性よりも高い。しかし、戦略期間中、障害のある男性の教育レベルは上昇しており、勉強する男性の割合も高くなっている。

12. 2017年、国会（Riksdag）は、条約を出発点とする障害者政策の新たな国家目標を決定した。新たな目標には以下のように記されている：「国連の障害者権利条約を出発点とする障害者政策の国家目標は、多様性に基づく社会において、障害のある人の平等な生活条件と社会への完全参加を達成することである。この目標は、ジェンダー平等の向上と子どもの権利の視点への配慮に貢献するものである。」

13. この国家目標を達成するため、障害者政策の実施は、ユニバーサルデザインの原則、アクセシビリティの不足、個別的支援とそのための解決策、差別の防止と対処という4つの分野に的を絞っている。この決定には、人権教育など、障害者政策の国家目標への貢献を目的とした多くの施策も含まれている。この措置は、委員会がスウェーデンに勧告した分野と一致しており、2030アジェンダ（訳注　2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」で採択された成果文書。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられた。）の補助目標のうち、障害のある人に直接言及しているものと一致している。

14. この決定では、障害者政策の管理は、調査委員会を任命して見直すべきであるとされている。調査委員会は、ユニバーサルデザインの原則の適用について述べ、新たな国家目標と方向性に基づく、安定的かつ長期的な管理・監視システムを提案する任務を負った。調査委員会は2019年5月7日、政府に提案書を提出した。これは現在、政府機関内で対応準備中であり、2019年8月に意見募集のために送付・回覧された。

 報告前の質問事項パラグラフ1（e）への回答

15. 子ども・高齢者・ジェンダー平等担当大臣（The Minister for Children, the Elderly and Gender Equality）は2015年、障害者政策の実施を支援する任務を持つ省庁間作業部会を官庁内に設置するべきであると決定した。

16. 2016年から2017年にかけてのこの作業部会の貢献には、2017年に政府が決定した新しい障害者政策に関する分野別文書の作成への関与がある。

17. 作業部会は、2014年に委員会がスウェーデンに提出した勧告の作成に参加し、委員会からの質問事項への回答の作成にも関与した。さらに、作業部会のメンバーは、適用される責任と資金の原則（principle of responsibility and financing　訳注　この原則については本書105項参照．）に従い、各対象分野において、条約から生じる義務が国内レベルで遵守されるよう取り組むことを任務としている。

 報告前の質問事項パラグラフ1（f）への回答

18. 2014年に国家支援給付（state assistance benefits）を受けることができた人の数は16,015人で、そのうち女性が7,384人（46％）、男性が8,631人（54％）であった。この給付を受ける人の数は、2014年から2018年の間に8％減少し、16, 015人から14,596人になった。2018年には、合計6,658人（46％）の女性と7,938人（54％）の男性がこの給付を受けた。

19. 2014年、男女差は最年少層で最も大きかった。0～14歳の少女694人（42％）、少年1,312人（58％）が国の支援給付を受けた。45～49歳のグループでは、女性が460人（47％）、男性が511人（53％）であった。2018年、0～14歳のグループに対応する分布は、女子が698人（43％）、男子が920人（57％）であった。45～49歳のグループは、女性409人（47％）、男性456人（53％）であった。

20. 特定機能障害者支援・サービス法（Act concerning Support and Service for Persons with Certain Functional Impairments）が適用されるすべてのグループにおいて、2014年以降、パーソナルアシスタンスを受ける人の数は減少している。この数は第3グループ内で最も減少しており、2014年以降16％減少している。特定機能障害者支援・サービス法における各グループの説明については、質問14を参照のこと（訳注　質問13の誤記と思われる）。

 報告前の質問事項パラグラフ1（g）への回答

21. 政府は、障害者運動と継続的な対話を行っており、障害者運動は政府の業務やプロセスに様々な形で関与している。必要な場合には、障害者団体は政府調査委員会における専門家として、政府調査委員会が行った提案に対する意見を得る際に、また政府機関の任務遂行のメンバーとして参加させられる。また、特定の事実問題（specific factual issues）については、集中的検討会などを通じて、障害者団体から意見を聞くこともある。政府には、障害者運動との協議・対話のための政府の主要な場である障害者代表部（Disability Delegation）もある。

22. スウェーデン社会参加庁と障害者運動との間には、同庁と障害者運動との協力が条約に沿ったものであることを保証するための協定がある。また、社会参加庁は協力のための協議モデルを作成し、障害者運動は社会参加庁の知識協議会（knowledge council）にも参加している。障害者政策の国家目標と方向性に関する法案の作業の一環として[[6]](#footnote-6)、障害者代表団で提供された情報を補完するものとして、2016年秋に障害者団体との特別会合が開催された。

23. 2018年初め、政府は、国連障害者権利委員会から2014年にスウェーデンが受けた勧告に関するフォーカス討論会（Focused discussion forums）[[7]](#footnote-7)を実施した。委員会からの質問事項に対するスウェーデンの回答作成に先立ち、2019年初めに構成案が提示された。

 平等及び無差別（第5条）

報告前の質問事項パラグラフ2（a）への回答

24. アクセシビリティの不足という形での差別に対する保護は、2015年に差別禁止法に追加され、2018年には従業員10人未満の企業に適用されていた例外が削除され、一層強化された。取るべき措置は、法律やその他の法令におけるアクセシビリティ要件や、経済的・実際的な状況などに基づいて、合理的なものでなければならない[[8]](#footnote-8)。この法律は、社会のあらゆる部門をほぼ網羅している。この規定を改正する必要があるかどうかについては、報告書『差別からのより良い保護（Better Protection Against Discrimination）』の中で調査されている[[9]](#footnote-9)。調査担当者は、この問題はさらに探求されるべきだという意見であった。

25. 差別禁止法における住宅分野は、アクセシビリティの不足という形での差別からの保護の対象ではない。しかし、住宅に関しては、他の規定がアクセシビリティに関する要件を定めている。例えば、計画建築法（Planning and Building Act）[[10]](#footnote-10)には、移動能力や方向感覚に障害のある人のためのアクセシビリティ要件が含まれている。これらの要件は、新築に適用されるほか、特定の状況下では、建物の変更にも適用される。

 報告前の質問事項パラグラフ2（b）への回答

26. 差別禁止法の準備作業報告[[11]](#footnote-11)では、差別禁止のための法令と複数のオンブズマンを1つのオンブズマンに統合することで、複数の理由で差別を受けた人々にとって問題が解決しやすくなるはずだと述べられている。平等オンブズマンは、複数の理由による差別事件を調査し、解決に導くことができる。

27. 障害者政策の国家目標は、とくにジェンダー平等の拡大と子どもの権利の視点が考慮されるようにこの目標が貢献すべきことを強調している。差別の防止と対策もまた、この障害者政策の優先的な方向性として確立されている。全体として、これらの確立された出発点と優先順位は、障害に関連する交差的視点の強化と交差的差別への対策に貢献するはずである。

28. また、いくつかの政府機関は、さまざまな差別事由に関する国家運営において、交差的観点を強化することに貢献する明確な任務をその指示の中に定めている。さらに政府は、政府機関やその他の組織に対し、交差的観点から問題を明らかにするよう、多くの課題を出している。

 報告前の質問事項パラグラフ2（c）への回答

29. 報告された情報は、平等オンブズマンの業務のみに関するものである[[12]](#footnote-12)。2015年1月1日から2018年12月31日の間に、平等オンブズマンは障害を理由とする差別事例2,945件の報告を受けた。オンブズマンのログに記録された情報から判断すると[[13]](#footnote-13)、1,495件の報告は女性に関するもので、1,450件は男性に関するものであった。

30. 報告は社会の分野別に以下のように分けられている：[[14]](#footnote-14)

| 職業生活 | 570 |
| --- | --- |
| 教育 | 605 |
| 商品とサービス | 590 |
| 社会サービスと社会保険 | 419 |
| 医療 | 310 |
| 住宅 | 94 |

31. その他の分野、例えば差別禁止法373（条）ではカバーされない問題.

32. 2015年1月1日から2018年12月31日の間に、平等オンブズマンは、とくに差別事由が障害である174件のケースで監督裁定（supervisory decisions）を告知した。このうち92件は女性に関する報告に基づいて、82件は男性に関する報告に基づいて着手されたものである。これらの監督ケースの大半は、職業生活、教育、商品・サービスの提供に関連している。

33. この間、平等オンブズマンは、障害やアクセシビリティの不足に関する7件の訴訟を起こした。このうち3件は国の業務、3件は民間の業務、1件は自治体の業務に関するものであった。このうち5件は最終的な解決が成立している。このうち4件では差別が指摘され、その責任者は個人への補償金の支払いを命じられた。

 障害のある女性（第6条）

報告前の質問事項パラグラフ3（a）への回答

34. スウェーデンはフェミニスト政権であり、政治の役割は、よりジェンダー平等な社会のために権力と資源を再分配することによって、蔓延する不平等を変えることであるという意見を持っている。これは、障害者政策を含むすべての政策分野に当てはまる。この政府の戦略はジェンダー主流化のひとつであり、ジェンダー平等の視点がすべての意思決定に組み込まれることによってジェンダー平等が生まれるという認識を出発点としている。

35. 政府広報「パワー、目標と機関 ― ジェンダー平等の未来へのフェミニスト政策」（Power, targets and agencies - a feminist policy for a gender-equal future）[[15]](#footnote-15) は、副目標を含めジェンダー平等政策の方向性と新構造を示している。この広報は、ジェンダー平等政策の中で、またジェンダー平等な健康という副目標の一部として、障害の視点を強調している。また、障害者政策の新しい国家目標は、ジェンダー平等の拡大と子どもの権利の視点が考慮されるよう貢献すべきであると述べている[[16]](#footnote-16)。

36. スウェーデン社会参加庁は、ジェンダー平等の視点をその中核業務と活動に統合するための体制を策定した。

37. スウェーデンジェンダー平等庁とスウェーデン社会参加庁は、それぞれの任務に基づいて、それぞれの視点をそれぞれの業務に統合することを指示書を通じて課せられている。両機関はまた、障害のある女性の経済的平等というジェンダー平等政策の副目標の達成に向けた課題を対応付ける（mapping）という特定の共同任務も与えられている。

38. 2017年、スウェーデン社会参加庁は、障害のある女性に対する男性の暴力に関する情報を合わせて報告する任務を負った。

 報告前の質問事項パラグラフ3（b）への回答

39. 上記の質問2 b.への回答も参照のこと。

40. 平等オンブズマンは、そのすべての業務において、ジェンダーや障害を含め、オンブズマンの権限でカバーされるすべての差別事由に関して、非差別と平等権の視点を体系的かつ一貫して統合する作業方法を適用するよう努めている。そのためオンブズマンは、差別につながる問題（多くの場合、1つまたは複数の事由に係わる問題、および／または同一人物について複数の事由に係わる問題）に取り組んでいる。

41. オンブズマンは、セクシャル・ハラスメントに関するいくつかの任務と活動を実施してきた。

42. 政府はまた、女性に対する男性の暴力を防止しそれと闘うための国家戦略を決定し、2017年1月1日に発効した。同戦略は、いくつかの生活状況や境遇が、障害などの特別な脆弱性を伴う可能性があることを強調している[[17]](#footnote-17)。

43. 同意に基づく性犯罪に関する新法が国会で採択された。性行為は自発的でなければならず、そうでなければ違法となる。加害者が暴力や脅迫を用いたり、被害者のとくに弱い立場につけ込んだりしなくても、強姦罪などで有罪になりえる。

44. また2018年、政府は特定の調査官を任命し、雇用主が犯罪歴のある個人に関する情報を入手（記録チェック）するための憲法上の支援を強化する必要があるかどうかを調査、分析し、見解を示すこととした。これには、高齢者や障害のある人の医療業務に携わる雇用主も含まれる。

45. 全国保健福祉委員会（National Board of Health and Welfare）は、親しい間柄での暴力に関する指示と一般的な助言[[18]](#footnote-18)を作成した。

46. 政府は2018年中に、ミーツー（#Metoo）運動（訳注　「私も被害者です」と性犯罪被害の体験を告白し、共有する運動。SNSのハッシュタグからきている。）を契機として多くの取り組みを実施した。そのひとつは、社会サービスに対して、ミーツー運動で言及されたニーズ（たとえば、障害のある少女や女性からのニーズ）についての教育的取り組みを出発点として指示することであった。

47. スウェーデン警察が管理する法制度における差別を防止し、差別に対処するために、多くの行動が取られてきた。 また、さまざまな任務の中で、法制度内のさまざまな専門職集団の能力を高めるための作業も行われてきた。詳細については、質問9 eへの回答を参照のこと。

 報告前の質問事項パラグラフ3（c）への回答

48. 2015年以降、政府は妊産婦ケアを改善し、女性の健康全般を強化するための大規模な取り組み（initiative）を実施している。この枠組みの中で、政府はスウェーデン自治体・地域協会（Swedish Association of Local Authorities and Regions.）といくつかの協定を結んだ。この取り組みの共通の特徴のひとつは、女性特有のニーズに基づいたケアを改善することであり、これには障害のある女性のケアの改善も含まれる。

49. 2016年、スウェーデン公衆衛生庁（Public Health Agency of Sweden）は政府から、性と生殖に関する健康と権利の分野における住民調査の実施を命じられた。そこでスウェーデン公衆衛生庁は、マルメ大学と共同で、知的障害のある若年者の性的健康について詳細な調査を実施した。

50. 学習障害児のための義務教育学校内で使うため、および知的障害のある若者や若年成人を対象とした性教育のために、あるアプリが開発された。これは学習障害児のための義務教育学校における性と人間関係の教育に関連するプロジェクトの一環である。

 報告前の質問事項パラグラフ3（d）への回答

51. 公式の犯罪統計には、要求された項目で細分化された数字は含まれていない。

52. 刑事犯罪で有罪判決を受けた者に関する統計は、法の条文および裁判手続の対象に従って記録される。被害者に関する詳細は、刑事犯罪の有罪判決統計には含まれない。

53. 障害のある人が暴力の脅威にさらされたことに関する情報は、スウェーデン統計局の4年に1度の生活実態調査で示されている。障害のある人は、脅迫や暴力を受けたことがあると、障害のない人々よりも高い頻度で答えている。その差は男性よりも女性の方が大きい。統計は障害別に集計されているが、統計にはかなりの不確実性があるため、そこから結論を導き出す状況は限られている[[19]](#footnote-19)。

 図

 16歳以上の障害のある人とそれ以外の人々の、暴力または脅迫を受けたことのある人の割合（%）（2016/17年）

出典：スウェーデン統計局、生活実態調査（ULF/SILC）2016/17年

 障害のある子ども（第7条）

報告前の質問事項パラグラフ4（a）への回答

54. 近年、障害のある子どもが暴力にさらされる特別な脆弱性に対する認識を高めるための対策がとられている。スウェーデンには現在、リンショーピン大学の一部としてバルナフリッド（Barnafrid）と呼ばれる国立知識センターがある。バルナフリッドの役割は、子どもに対する暴力やその他の虐待に関する知識を集め、広めることである。

55. 子どもに対する、体罰ハラスメントとその他の形態のハラスメントの最新の対応分析調査（mapping）は、2016年にスウェーデン児童福祉財団（Children's Welfare Foundation Sweden）がカールスタード大学と協力し、政府の資金援助を受けて実施したものである[[20]](#footnote-20)。質問4 fへの回答も参照のこと。

56. 2016年、政府はスウェーデン児童福祉財団に、障害のある少女と少年の暴力とハラスメントに対する全般的な脆弱性に関する体系的な知識の要約を実施するための資金を授与した。

57. 子どもオンブズマンによる2016年の年次報告は、とくに障害のある子どもと、彼らが社会から受ける支援に関するものであった。

58. 2016年、政府は全国保健福祉委員会に対し、強制ケアを監視する機会を改善するための措置を実施するよう命じた。また、全国保健福祉委員会は、精神科強制ケアに携わるさまざまなグループの職員に対する、報告の仕方に関する指示の明確な情報を作成し、周知する予定である。

 報告前の質問事項パラグラフ4（b）への回答

59. スウェーデン地方自治体・地域協会（Swedish Association of Local Authorities and Regions）と政府は、メンタルヘルスに関する取り組みについて数年前から合意している。この活動の目標のひとつは、子どもや若者のメンタルヘルスに関する取り組みを改善し、調整することである。

60. 2019年、政府はメンタルヘルスへの取り組みに関する協定をこの協会と締結した。子どもや若者の精神的不健康を予防し、精神的不健康を抱える子どもや若者が早期かつ効果的なケアと治療を受けられるようにすることを目的とした取り組みのために、2019年中に2億5,000万クローネがランスティング（県議会）に割り当てられた。また3億8,000万クローネが、児童・青少年精神医療サービスの利用可能性を高め、待ち時間を短縮するためにランスティングに割り当てられた。さらに1億3,000万クローネが、協会との協定の枠内で、2019年にランスティングに対し、青少年指導センターが精神疾患の分野で実施する活動を強化するために割り当てられた。

61.政府は、2016年から2020年までのメンタルヘルス分野における活動戦略を採択した。「参加と権利」および「脆弱なグループ」の分野では、障害のある人についてとくに言及している。

62. 政府は2016年以降、生徒の健康を強化・改善する取り組みに毎年2億クローネを費やしてきた。これには、生徒保健のスタッフを採用するために義務教育の責任者が申請できる政府補助金[[21]](#footnote-21)の導入が含まれている[[22]](#footnote-22)。

63. 2017年、政府は、「義務教育の生徒が最低限必要な国民としての知識を得るためのより良い機会」[[23]](#footnote-23)に関する調査団を任命し、支援と生徒の健康に関連する学校の取り組みを対応調査（mapping）・分析するよう命じた。そして、生徒が最低限必要な知識を達成するためのより良い機会を創出するための提案をもとめた。調査団は2020年2月28日までに報告書を提出する予定である。

64. スウェーデン国立教育庁（Swedish National Agency for Education）は、全国保健福祉委員会と協力して、学生の健康に関するガイダンスを作成した[[24]](#footnote-24)。2017年、スウェーデン国立教育庁と全国保健福祉委員会は、子どもや若者が早期に協調した取り組みを受けられるよう、生徒の保健、医療、福祉サービス間の連携を改善することを目的とした3年間の開発作業を実施することを、政府から共同で命じられた。最終報告書は2021年1月31日までに官公庁に提出される[[25]](#footnote-25)。

65. 2018年、スウェーデン公衆衛生庁は、子どもや若者のための活動に取り組むボランティア団体のリーダーを対象に、子どもや若者の精神的不健康と自殺に関する基礎的なウェブ研修を作成し、普及させる任務を負った。この研修は、障害のある人の権利と子どもの権利の視点を持ち、2019年中に完了する予定である。

 報告前の質問事項パラグラフ4（c）への回答

66. 子どもの権利、および子どもの参加と影響力の権利を強化するために、多くの措置がとられてきた。国連子どもの権利条約を盛り込んだ法律は、2020年1月1日に施行される。子どもオンブズマンは、自治体、ランスティング、とくに関連する政府機関が業務を行う際に、子どもの権利が確実に適用されるように支援することを、政府から課せられている。この任務は2017年から2019年にかけて適用される。

67. 国立特別支援教育・学校庁（National Agency for Special Needs Education and Schools）[[26]](#footnote-26) は、その業務範囲内で子どもや若者の声を確実に聞くため、子ども委員会を設置している。

68. 政府はまた、2014年から2016年にかけて、スウェーデン青少年・市民社会局（Swedish Agency for Youth and Civil Society）と子どもオンブズマンに、子どもの権利と青少年の視点とは何かについて、市町村やランスティングレベルの意思決定者や専門家の知識を強化し普及させることを課した。

69. 2018年、全国保健福祉委員会は、特定機能障害者支援・サービス法（Act concerning Support and Service for Persons with Certain Functional Impairments）に基づく評価、決定、計画立案において、子どもの最善の利益の原則がどのように考慮されているかについて追跡調査した[[27]](#footnote-27)。調査の結果、コミュニケーション手段へのアクセス不足などが明らかになった。

70. 全国保健福祉委員会は、福祉、医療、歯科医療において子どもと接し、子どもと話すすべての人を対象に、子どもへの話し方に関する「知識サポート（knowledge support）」を作成した。

71. 障害のある子どもが法制度の中で平等な機会を与えられるよう、スウェーデン警察は科学的に検証された取り調べ方法を用いている。また、児童権利擁護センターでは、市町村やランスティングとの協力関係も構築されている。

72. 親権、住居、人間関係について決定する際には、子どもの年齢と成熟度に応じ、子どもの希望が考慮される。これは、障害の有無にかかわらず、すべての子どもに適用される。法務省は現在、2014年親権調査の報告書「子どもを見よ（See the Child）！」に向けて準備を進めている[[28]](#footnote-28)。養子縁組に関する規則も最近近代化され、養子縁組審判において子どもが情報を得る権利と自分の意見を述べる権利が明確化された。

73. スウェーデン国立教育庁は、同僚学習（collegial learning　訳注　職場グループ、教育機関、大学間で、教師が他の教師に教えることによって学習すること）を通じて、参加、影響力、平等な扱いに関する能力開発への取り組みを提供している[[29]](#footnote-29)。

74. スウェーデン警察は2019年6月、政府から、国連子どもの権利条約に関する法律[[30]](#footnote-30)の範囲内での（子どもの権利条約の）実践的アプリケーションを開発するよう命じられた。この任務は2021年3月までに報告される予定である。

 報告前の質問事項パラグラフ4（d）への回答

75. 「子どもオンブズマン」は、「ヤングスピーカーズ」と呼ばれる、子どもや若者の話を聞くための方法を取り入れ、さらに発展させてきた。「ヤングスピーカーズ」は、子どもや若者の話を体系的に聞く機会を作ることを目的とし、子どもたち自身が経験したことを説明することを基本としている。子どもは自分が置かれている状況の専門家とみなされ、敬意を持って扱われる。

76. 2014年、子どもオンブズマンは、さまざまな種類の障害のある子ども、とくにコミュニケーションに困難を抱える子どもの話を聞く方法を開発する課題について報告した。オンブズマンは、この課題はとくに、コミュニケーションに困難を伴う障害のある子どもが発言するために必要な支援に関連するとした。

 報告前の質問事項パラグラフ4（e）への回答

77. 国立保健医療福祉委員会は、心配する親や診断を受けた子どもの親に対応するため、小児医療サービスを支援する形で、治療に関する教育パッケージを作成した。

78. 2018年12月、国立特別支援教育・学校庁は、神経精神障害のある子どもの親への支援に関する課題を報告した。同庁は、スウェーデン国立教育庁および全国保健福祉委員会とともに、神経精神障害のある子どもの親が利用できる支援と、これを就学前のクラス、学齢児教育ケア(educare)[[31]](#footnote-31)、義務教育学校および同等の学校形態、高等学校および学習障害のある人のための高等学校内でどのように利用できるかを対応させる（mapping）任務を負っていた[[32]](#footnote-32)。

79. 政府は、児童生徒の保健と特別支援教育における職員採用への政府助成を開始した[[33]](#footnote-33)。また、国立特別支援教育・学校庁は、学校全体を通して、より予防的で健康増進的な方法を開発することを支援するため、児童生徒の健康に関する支援資料を作成した。

80. 政府はまた、スウェーデン国立教育庁に対し、スウェーデン公共職業安定所、スウェーデン社会保険庁、およびスウェーデン社会参加庁と協力して、労働市場への定着などに関して知的障害のある若年者が遭遇する困難の軽減に焦点を当てた情報・教育への取り組みを策定し、実施するよう命じている[[34]](#footnote-34)。

 報告前の質問事項パラグラフ4（f）への回答

81. 障害のある子どもへの暴力の報告数の公式統計はない。また、訴追件数や有罪判決を受けた加害者の数に関する統計もない。スウェーデンの公式な刑事統計は、要求されたような方法で細分化されていない。しかし、障害のある子どもに対する暴力は、スウェーデン児童福祉財団がカールスタード大学と協力して実施した生徒調査など、他の調査を通じて長期的に監視することができる。最新の調査は2011年と2016年の2回実施された。

82. 最新の調査によると、スウェーデンでは、障害や慢性疾患のある子どもは、障害や慢性疾患のない子どもよりも暴力に対して脆弱である。身体障害、ADHD、アスペルガー症候群、自閉症などの神経精神障害、摂食障害と回答した生徒がとくに脆弱のようである。心理的虐待やネグレクトは、障害のある生徒が、障害や慢性疾患のない生徒の2倍以上報告している。大人から性的暴行を受けたことのある生徒は、障害のない生徒に比べ、障害のある生徒の方が多かった。

 報告前の質問事項パラグラフ4（g）への回答

83. さまざまな支援策にもかかわらず、親の家庭にとどまることができない障害のある子どもや若者には、里親や特別サービス付き住宅を提供することができる。この取り組みは、親と同居できる時間帯がある子どもにとっても、まったく家庭で暮らせない子どもにとっても、親の家庭を補完するものでなければならない。この取り組みを提供する理由としては、24時間体制の医療ケアが必要であったり、子どもが別の場所の学校に通わなければならないために親と一緒に暮らせないといったことが考えられる。

84. 2017年10月、特定機能障害者支援・サービス法に基づき住居を与えられた子どもは912人で、そのうち少女が327人、少年が585人だった。このうち、44人（少女と少年がほぼ同数）が児童養護施設で暮らし、残りは特別支援ホームで暮らしている。2007年以降、同法に基づく児童施設に入所している児童・青少年の割合は29％減少した。児童施設の減少にもかかわらず、新たな入所決定はまだ行われている。2016年から2017年にかけて、260件の新たな決定がなされた。これは、同法に基づく子どものための居住場所に関する決定全体の29％が新たな決定であったことを意味する。前年と比較すると、新規決定の割合はほぼ同じである。これらの子どものほとんどは、別の場所の学校に通うため、また一部の子どもは、自宅では満たせないニーズを持つ重度の障害（extensive disabilities）のため、この宿泊場所を提供された[[35]](#footnote-35)。

85. 運営スタッフは、子どもがこの宿泊場所に滞在している間、子どもと日常的に接触し、子どものニーズが満たされるよう実際的な責任を持つ。保護者は、親権規約に従い、親権を持ち、子どもに関する重要な決定は保護者が行う。可能な限り、宿泊場所を運営する者は、子どもおよび保護者とともにケア計画を立てる。保護者や子どもがこの計画に参加できない場合は、その理由を記録する。宿泊場所を運営する者は、保護者の影響力と共同決定を促進するために、保護者と定期的に連絡を取らなければならない。[[36]](#footnote-36)

 意識の向上（第8条）

報告前の質問事項パラグラフ5（a）への回答

86. さまざまな障害に関する国民の知識を増やし、条約への認識を高める戦略を策定するという委員会の勧告に関する行動をとることを主な理由として、政府は2015年、平等オンブズマンと協力して、条約に関する知識と認識を高めるためのコミュニケーションへの取り組み（communication initiative）をスウェーデン社会参加庁に課した。

87. 同庁は2018年2月に政府に報告した[[37]](#footnote-37)。この取り組みの目的は、長期的に知識を蓄積し、資料を考案し、方法を開発することであった。同庁の結論は、こうした取り組みが条約と差別の一形態としてのアクセシビリティの不足に関する知識の向上に貢献したというものである。

88. 同庁によると、この任務は、個人には権利があり、障害のある人が平等な条件で参加することを妨げる障壁は委員会の勧告に沿って改善されるべきであるという明確な出発点から実施された。

89. 協議に関しては、障害者運動（「等しくユニーク」（Equally Unique）、「スウェーデン障害者権利連盟」（Swedish Disability Rights Federation）、「青年アクセシビリテイ・ネットワーク」（Network Youth For Accessibility））との戦略的協議などを通じて、この協議任務の一部を遂行してきた。（訳注　「等しくユニーク（Equally Unique）」はスウェーデン人権連盟（Swedish Human Rights Federation）の別称で、障害のある人の権利に焦点を当てている。スウェーデン視覚障害者協会などいくつかの団体が加盟している。）

90. さらに、同庁は2017年、労働市場における障害のある人に対する差別に対抗するための知識向上への取り組みの実施を課された。その任務には、差別に関する知識を増やし、広めるための適切な行動をとること、そして、交差的な観点から差別に対抗することが含まれていた。

91. 任務の枠内で、同庁は条約の一般的意見を翻訳し、普及させた。

 報告前の質問事項パラグラフ5（b）への回答

92. 質問5aへの回答で詳述したとおり、スウェーデン社会参加庁の任務には、平等オンブズマンと協力して、差別の一形態としてのアクセシビリティの不足に関する差別禁止法[[38]](#footnote-38)の改正（2015年1月1日に施行）に関する知識を積極的に普及させ、関係政府機関および民間関係者の意識を高めることも含まれていた。

93. 質問5aで述べた政府からの任務の一環として、同庁は、採用に関する広告キャンペーンやチェックリストなど、労働市場における障害のある人に対する差別に対抗するための知識向上への取り組みも実施している。

94. この任務の一環として、同庁はウプサラ大学との協力も開始し、公共部門の全職員を対象に人権に関する研修を実施した。この協力の重要な部分は、人権に関する同大学のウェブ研修に対する同庁の貢献である。

95. スウェーデン公共職業安定所は、「Se kompetensen」（「能力を見る」）および「Gör plats」（「働き場所を作る」）キャンペーンなど、障害のある人の雇用を増やすためのキャンペーンを定期的に実施している。

 アクセシビリティ（施設及びサービス等の利用の容易さ）（第9条）

報告前の質問事項パラグラフ6（a）への回答

96. 障害者政策の新国家目標に関する質問1dへの回答を参照。

97. 2014年から2018年の間に以下の法律が改正された：

* 選挙法は2014年と2015年に改正された（質問22aの回答を参照）；
* アクセシビリティの不足は2015年に差別の一形態として差別禁止法に追加された。この法律は2018年にさらに拡大された（質問1cの回答を参照）；
* 2018年7月に新しい行政手続法（Administrative Procedure Act）が施行された；
* デジタル公共サービスへのアクセスに関する法律（Law on Access to Digital Public Service ）[[39]](#footnote-39)は2019年に施行された；
* 計画的な生活環境に関する政策案[[40]](#footnote-40)において、政府は建築、形態、デザインに関する複合的な政策を提示し、この分野の新たな目標を提案した；
* 2018年7月1日、住宅改修補助金に関する新法[[41]](#footnote-41)が施行された。

98. 2017年、政府は国家デジタル化戦略を決定し、社会的背景、機能的能力、年齢にかかわらず、すべての人々が公共部門からのデジタル情報やサービスを利用し、平等に社会参加するための適切な条件が提供されなければならないとした。

99. スウェーデンではEU調達指令（procurement directives）[[42]](#footnote-42)が実施されている。

100. 国家機関、たとえばデジタル政府庁（Agency for Digital Government）、国家住宅建築計画委員会（National Board of Housing, Building and Planning）、スウェーデン郵政公社（Swedish Post and Telecom Agency）、スウェーデン運輸局（Swedish Transport Administration）は、障害のある人のアクセシビリティを向上させるための措置を実施してきた。

101. 個人の移動手段に関する質問15への回答も参照のこと。

 報告前の質問事項パラグラフ6（b）への回答

102. 障害政策の新たな国家目標に関する回答1d、および障害政策管理調査に関する回答1bを参照のこと。

103. 2014年、政府は、備蓄されている（stock）集合住宅の物理的アクセシビリティを調査した自治体に資金を提供した。アクセシビリティ調査への資金援助と並行して、2011年から2016年にかけて、全国住宅建築計画委員会（National Board of Housing, Building and Planning）が政府から委託を受け、物理的アクセシビリティの向上促進に取り組んでいる。

104. 近年、調達分野では大規模な改革が行われている。3つの新しい調達法[[43]](#footnote-43)、国家調達戦略の決定[[44]](#footnote-44)、支援機関である国家公共調達庁（National Agency for Public Procurement）の設立などである。

 報告前の質問事項パラグラフ6（c）への回答

105. 障害者政策の新たな国家目標に関する質問1 dへの回答を参照。本法案と2019年予算案は、責任と資金調達の原則（principle of responsibility and financing）を明確に適用しなければならないと述べている[[45]](#footnote-45)。この原則は、スウェーデンの障害者政策の基本であり、社会のあらゆる部門が、障害のある人を含むすべての国民が利用できるように事業を設計し、資金を調達し、運営する責任を持つことを意味する。

106. 差別禁止法に関する質問1 cへの回答も参照のこと。

107. 国営交通インフラの国家計画は、およそ4年ごとに定期的に見直される。直近の見直しは2018年5月に行われた。交通分野のその他の規則の6aの回答も参照のこと。

108. 国家住宅建築計画委員会は、計画建築法[[46]](#footnote-46)および計画建築条例に含まれるアクセシビリティ要件に関する指針文をウェブサイトに掲載している[[47]](#footnote-47)。

 報告前の質問事項パラグラフ6（d）への回答

109. 市町村は、質問1 dで報告された障害者政策に関する新たな国家目標の対象とされている。これは市町村内のアクセシビリティの障壁を取り除く作業を強化する上で重要な措置となる。

110. 市町村内でアクセシビリティの障壁を取り除くための適切な条件を作り出すもう一つの行動は、質問1cでも報告したように、差別禁止法おいて、新たな差別の形態としてのアクセシビリティの不足に関する決定がなされたことである。

111. 特に自治体レベルで、そして全国レベルでも、アクセシビリティを向上させるための中心的役割は、住宅建築計画国家委員会である。これは障害者問題の分野の責任を持っている。質問6 a.のこの委員会の部会の詳細も参照のこと。

 報告前の質問事項パラグラフ6（e）への回答

112. デジタル公共サービスへのアクセスに関する法律（Law on Access to Digital Public Service ）[[48]](#footnote-48)にはアクセシビリティ要件が含まれている。デジタル公共サービスとは、公的機関がウェブサイトやモバイルアプリを通じて提供する情報やサービスを意味する。この法律は、EUのウェブアクセシビリティ指令を法律にしたものである。デジタル政府庁（Agency for Digital Government）が監督を行うことになっている。

113. 「すべての有権者」という政府から与えられた任務の中で、スウェーデン・アクセシブル・メディア庁（Swedish Agency for Accessible Media）は、政治参加の要件としてのアクセシブルな情報に関する活動を実施してきた。これらに関する説明は、質問22 a.への回答にある。

 危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）

報告前の質問事項パラグラフ7（a）への回答

114. 災害リスク軽減に関する国家戦略や地方戦略はなく、既存の法律で扱われている。地方レベルでは、市町村が危機管理・災害管理の責任を負っており、特別な支援を必要とする人々への対応と支援（市町村はアセスメントを実施する）にも責任を負っている。危険に関する情報提供に関しては、スウェーデン市民非常事態庁（Swedish Civil Contingencies Agency）がさまざまな取り組みを行っている。その一例が、「もし危機や戦争が起こったら」というリーフレットである。この情報は、数カ国語、点字、易しいスウェーデン語、音声合成で、同庁のウェブサイトから入手できる。

 報告前の質問事項パラグラフ7（b）への回答

115. スウェーデン市民非常事態庁は現在、障害のある人または障害者団体の代表者が関与する業務を実施していない。

 法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

報告前の質問事項パラグラフ8（a）への回答

116. 自己の問題の管理に手助けが必要な人は、ほとんどの場合、特別代理人（special representative）を通じて、または介入性のより低い方法で助けを得ることができる。特別代理人は、本人とともにその任務を遂行しなければならず、本人の意思決定の機会に取って代わってはならない。管理者（administrator）は、本人が自分で自分の面倒を見ることができず、介入性のより低い方法で援助を得ることができない場合にのみ任命される。管理者が援助する場合であっても、適宜、本人が関与しなければならない。

 報告前の質問事項パラグラフ8（b）への回答

117. 市町村の主任後見人（chief guardian）は、特別代理人および管理者の活動を監督する。主任後見人に対する監督責任は県行政委員会（county administrative board）にある。

118. 2019年7月、政府は特別代理人および管理者の規則を見直すための調査委員会を任命した[[49]](#footnote-49)。この見直しは、この分野における監督を改善し、個人の地位と保護を強化することをとくに目的としている。また、スウェーデン公共管理庁（Swedish Agency for Public Management）は最近、政府に代わって、特別代理人および管理者の分野における県行政委員会の監督および監督指導の調整をどのように改善できるかを検討した。さらに、主任後見人の監督を担当する県行政委員会は最近、この分野での監督を改善することを目的とした特定のガイドラインを作成した。

 報告前の質問事項パラグラフ8（c）への回答

119. 個人の権利保護、財産管理、介護を支援するために、特別代理人または管理者を置くことができる。その任務は、個人のニーズに適応されなければならない。したがって、個人が必要とする支援の範囲は、個人のニーズによって異なる。

120. 特別代理人または管理者は、常に本人の最善の利益のために行動する。特別代理人または管理者を任命する目的は、本人が良好な生活条件を享受し、可能な限り自立して生活できるようにすることである。

121. 特別代理人としての任命には実施計画はついていない。そのため、本人と特別代理人は、任務の枠内でどのような支援を行うべきかを共同で決定する。また、管理者の任務に関する実施計画もない。援助のニーズによって任務の遂行方法が決まる。

122. 特別代理人または管理者が不要になった場合、後見（conservatorship）または管理者の援助（administratorship）は終了する。

 司法へのアクセス（司法手続の利用の機会）（第13条）

報告前の質問事項パラグラフ9（a）への回答

123. 差別禁止法は、障害のある人にとってアクセシビリティ不足（inadequate accessibility）という形での差別を禁止している。これは、障害のある人が障害のない人と同等の状況にあることを保証するために、合理的な措置（reasonable measures）を講じなければならないことを意味する。同法は、公共部門の職員が情報、指導、助言などで一般市民を支援する場合に適用される。また、公共部門の職員がその他の方法で一般市民と接触する場合にも適用される。

124. 差別を受けたと考える人は、平等オンブズマン（Equality Ombudsman）に苦情を申し立てることができる。オンブズマンは差別禁止法の遵守を監視し、第一に、法の適用を受ける人に法を遵守させるよう努める。オンブズマンまたは、その規約に基づき会員の利益を保護しなければならない任意団体は、個人に代わって（その人の承認のもとに）裁判所に提訴することができる。労働生活の分野では、従業員団体が個人に代わって裁判を起こす権利がある。

 報告前の質問事項パラグラフ9（b）への回答

125. 2017年以降、スウェーデン警察には逮捕のためのハンドブックがある。このハンドブックは、警察による逮捕が統一的かつ法的に正当な方法で実施されるよう、統一的な方法と手順を提供することを目的としている。ハンドブックには、例えば（逮捕時の）安全評価（safety assessments）や監督に関連した、障害のある人のための規則や手順が含まれている。

126. 逮捕時の収容施設（arrest premises）の設計に関しては、障害のある人のためのアクセシビリティに特に注意を払う。酩酊者、暴力者または病人を収容するために使用される部屋は、適切な家具および備品を備えなければならない。可能であれば、収容室の家具および備品は、被拘禁者が自分自身または他の誰かに危害を加えることがないように設計され、安全対策が施されていなければならない。特に、収容室は、状況を把握できる監視システムを備えていなければならない。

127. 逮捕され連行されたすべての人について、安全評価が実施される。この安全評価は、被拘禁者の精神的、身体的健康および自殺の危険という観点からケアのニーズに対応することを目的する。

128. 取調べに関して、スウェーデン検察当局は2018年10月、スウェーデン警察と協力し、自閉症、ADHD、ADD、知的障害など目に見えない障害のある成人に対する取調べを意図し、実施するための指針を作成した。この指針は、障害の有無にかかわらず、子どもへの取調べにも関連している。また、知的障害や特定の精神神経障害のある成人の接見や取調べに関して、障害に合わせて適切に対応する必要性を認識させることも目的としている。

129. 拘禁に関しては、スウェーデンで拘禁されたすべての人を看護師が診察し、看護師は医師に報告する。看護師が被拘禁者に医師の診察が必要であると判断した場合、または被拘禁者がそのような診察を要求した場合には、医師の診察が手配される。スウェーデン刑務所・保護観察所以外の医師の診察は、セカンドオピニオンとして扱われる。被拘禁者に聴覚障害があること、またはろう者であることが勾留中に指摘された場合、手話通訳者を呼ぶ。重度の視覚障害のある、または失明した被拘禁者には、拘禁中に日常生活を送るために必要な補助器具が提供される。

 報告前の質問事項パラグラフ9（c）への回答

130. 個人のニーズや、刑事手続を理解し参加できる可能性を評価するための、障害のある人に関する特別な措置は取られていない。しかし、スウェーデンの刑務所・保護観察所は、特定の状況において通訳の支援をしており、これには重度の視覚、聴覚、言語障害のある人も含まれる。通訳を呼ぶ必要があるかどうかを判断するのは拘置所の職員である。

131. 個人と接触する人々が人権の知識を持つようにするための研修に関しても、対策が講じられている。この研修は、差別の理由とサービスの平等待遇ガイドラインに関するものである。

132. 質問9 b.への回答も参照のこと。

 報告前の質問事項パラグラフ9（d）への回答

133. 障害のある子どもにも平等な機会が与えられるようにするためのスウェーデン警察の活動には、尋問は科学的に検証された方法で行うことや、児童権利擁護センターの組織として市町村およびランスティングとの協力を促進することなどがある。スウェーデン警察では、自由回答方式の、構造化された質問（structured question　訳注　あらかじめ設定しておいた内容や項目に基づいて行う質問）を用いて、自分がされたことを子ども自身が説明できるようにすることをめざしている。子どもの年齢や障害に関係なく、子どもに適切な言葉を使い、すべての質問について子どもが説明し、表現する時間を与えることが重要である。児童権利擁護センターでは、個々の子どもの具体的なニーズに関連した対応措置計画が策定され、警察職員はソーシャルワーカーと心理職からその計画の支援を受けることができる。

134. 2008年以降、スウェーデン警察には、子どもに対する犯罪を捜査するための特別訓練を受けた警察官がいる。

135. スウェーデン検察当局には、子どもに対する犯罪の捜査を担当する特定の検事が任命されている。

136. スウェーデン検察当局は、子どもに対する犯罪についてのハンドブックと、犯罪被害者（子ども及び障害のある被害者を含む）対応のためのハンドブックを作成した。また、スウェーデン検察当局とスウェーデン警察は、警察官と検察官が、子どもや、ADHD、ADD、知的障害などの特定の障害のある成人の取り調べを計画・実施する際に使用する指針も作成した。

137. 犯罪の被害者である子どもは、予備捜査中も裁判中も、被害者側としての弁護人を立てられる。もし保護者に犯罪の嫌疑がある場合は特別代理人（special representative）をつけることができる。

 報告前の質問事項パラグラフ9（e）への回答

138. 弁護士の研修という点では、スウェーデン弁護士会は2017年に「精神疾患および知的障害のある人-法的手続きにおいて彼らの権利はどのように確保されるか」というセミナーを開催した。このセミナーは市民権擁護官（Civil Rights Defenders）の代表が講師を務めた。

139. スウェーデン検察当局には、検察官に捜査や刑事訴追における指針と支援を与えることを目的としたハンドブックがある。また、犯罪被害者対応のためのハンドブックがあり、これには子どもや障害のある犯罪被害者への対応も含まれている。質問9dへの回答も参照のこと。スウェーデン検察当局のウェブサイトには、障害のある人が被害者としても被疑者としてもどのように扱われるべきかについての情報が掲載されている。また、関連情報を持つ他の政府機関へのリンクもある。

140. スウェーデンの裁判所では、さまざまな状況が障害のある人にとってどのように見えるか、どのような適応・修正が可能かを示すことを含め、さまざまな種類の障害についての認識を高めるための研修が考案されている。法廷での扱い方の問題は、良い扱いを実現するために障害のある人のニーズがどのように考慮されうるかを含め、常勤裁判官と裁判官研修生の研修の枠内で議論されている。

141. スウェーデン犯罪被害者補償・支援局（Swedish Crime Victim Compensation and Support Authority）は、障害のある人や障害のある犯罪被害者の状況やニーズに関する職員の能力向上に努めてきた。

 報告前の質問事項パラグラフ9（f）への回答

142. スウェーデンの裁判所、スウェーデン検察当局、およびスウェーデン刑務所・保護観察所（Swedish Prison and Probation Service）は、障害のある人を含むすべての人にとってインクルーシブで効果的であるように、職場や労働方法を利用し易くするためや、適応させるための取り組みに継続的に取り組んでいる。

 身体の自由及び安全（第14条）

報告前の質問事項パラグラフ10（a）への回答

143. 強制施設収容に関する法律を廃止するための具体的な措置は実施されていない。しかし、提供される措置の質と安全性を確保するために、2014年以降、多くの取り組みが行われている。以下にその例を示す：

* 2017年、全国保健福祉委員会は、うつ病や不安症の場合のケアに関する国のガイドラインを決定した；
* 強制的な精神科医療に関する法律（Act on Compulsory Psychiatric Care）と法医学的精神科医療に関する法律（Act on Forensic Psychiatric Care）に基づいて提供されるケアに患者が参加しやすい条件を整える目的で、2017年7月1日に一定の法改正が施行された（質問12 aに対する回答を参照）；
* 政府は、精神保健分野における取り組みを開発・調整するための国の調整官（national coordinator）に、18歳未満の児童・青少年に対する強制的な精神科医療に関する法律に基づく強制措置の見直しを実施することを課している（質問12 aに対する回答を参照）；
* 全国施設ケア委員会（The National Board of Institutional Care）は、「ノーパワー・ノールーズ」（No Power No Lose）と呼ばれる効果的な紛争管理プログラムを考案した（質問12 aの回答を参照）。
* 144. 医療スタッフの研修改善策に関しては、2010年から2012年の間、政府とスウェーデン自治体・地域協会との合意により、精神科入院医療において体系的な開発プロジェクト（「より良いケア-より少ない強制（Bättre vård – mindre tvång））が実施された（質問12 aへの回答参照）。

 報告前の質問事項パラグラフ10（b）への回答

145. 患者法（Patient Act）[[50]](#footnote-50)では、患者の自己決定と完全性（integrity）が尊重されなければならず、この法律またはその他の法律に別段の定めがない限り、患者の同意なしに医療を提供してはならないと規定されている。患者に対しては，同意する前に情報を与えられるようにしなければならない[[51]](#footnote-51)。

146. 精神科病棟への入院（「入院ケア」）には、ケア診断書（care certificate）によって入院させる方法（「強制的精神科医療」を参照）と、自発的に入院させる方法があり、後者が最も一般的な方法である。病棟では、患者は24時間体制で支援を受けることができ、サポートとケアを受けることができる。

147. 強制的な精神科医療を受けるためには、特別な医師の診断書、つまりケア診断書が必要である。強制的な精神科医療が行われるためには、3つの条件が満たされなければならず、そのことがケア診断書に記載されなければならない。第一に、本人が深刻な精神保健上の問題を抱えていること。第二に、本人の精神状態や個人的な事情により、24時間体制での精神科医療が絶対的に必要で、これは医療機関で行われなければならないこと。第三の基準は、本人が自分の精神的健康状態に対するケアに反対しているか、ケアの必要性を評価できないほど病んでいることである。強制的な精神科医療は、知的障害やその他の障害のみに関連する場合には適用されてはならない。心理社会的な困難を抱える人に強制的な精神科医療を適用する法的支援はない。このような人は、原則として18歳に達すると、集団宿泊施設での生活などの取り組みを通じて、必要なケアや看護を受けることになる。

 報告前の質問事項パラグラフ10（c）への回答

148. 障害のある人に対する支援は、条約に従い、他の人と平等な条件で自立した生活を送るための適切な条件を作り出すように設計されるべきであるという目的に基づき、障害のある人に対する以前の施設的形態の居住の場は、かなり前に他の形態の居住の場に取って代わられた。住宅は人の生活の中心的な側面であり、障害のために通常の住宅市場にある居住の場に住むことができない人は、社会サービス法（Social Services Act）および特定機能障害者支援・サービス法（Act concerning Support and Service for Persons with Certain Functional Impairments）に従って、権利としての支援を受けるべきである。政府に代って全国保健福祉委員会が実施した調査[[52]](#footnote-52)によると、特に、同委員会が一般的な助言で推奨している3～5人よりも多人数の集団住宅に住む人が多いという一定の傾向が見られた。特定機能障害者支援・サービス法に関して政府が任命した調査委員会[[53]](#footnote-53)によると、施設化の傾向に対抗するため、障害のある人のための居住の場の質を監視する必要性について、政府機関や利益団体の間に強い意向があることがわかる。この調査委員会の意見では、全国保健福祉委員会の一般的な助言と、保健・社会ケア監察局（Health and Social Care Inspectorate）による障害者向け居住の場の監督と認可は、十分な措置であるとしている。

 報告前の質問事項パラグラフ10（d）への回答

149. 質問10c.への回答を参照。法的保障を高めることを目的とした以下の措置を挙げることができる：

150. ケア提供者は、精神医療における強制的な手段を報告しなければならない。これは、患者が電子通信サービスを利用する権利の制限や、送信内容の監視、拘束具や隔離を用いた拘束の決定に適用される。

# 151. 医療・社会的ケア監察局（IVO: Inspektionen för vård och omsorg）は、拘束や隔離の決定、電子通信サービスを利用する患者の権利の制限または送信内容監視の決定に関するケア提供者からの報告を、統一的、効果的、かつ合法的に審査する。

 報告前の質問事項パラグラフ10（e）への回答

152. 法医学的精神科治療後の退院に関する特別な措置はとられていない。しかし、連邦議会は「入院医療から退院する際の協力に関する法律」[[54]](#footnote-54)を決定した。この法律は2018年1月1日に施行され、外来医療が計画の調整と実施に大きな責任を持つ詳細な退院プロセスを伴っている。

 報告前の質問事項パラグラフ10（f）への回答

153. 強制的な精神医療に関する法律および法医学的精神医療に関する法律には、患者が行政裁判所（administrative court）に判決に対して上訴できることが記載されている。これらの法律の支援に基づいてケアを受けている患者に対しては、患者の状態が可能になり次第、主任相談員[[55]](#footnote-55)（chief consultant）を通じて、一定の判決などに対して不服を申し立てる権利があることを伝えなければならない。主任相談員は、強制ケアを受けている患者に対し、病状が許す限り速やかに、支援者（support person）を求める権利を伝えることとされている。患者が要請した場合、支援者を任命する。患者が反対しなければ、その他の場合にも支援者を選任することができる。「強制的な精神医療に関する法律」および「法医学的精神医療に関する法律」は、患者の目につくように病院に掲示しなければならない[[56]](#footnote-56)。

**報告前の質問事項パラグラフ10（g）への回答**

154. 精神障害（psychosocial disabilities）のある人に対する支援には、住宅支援や個人代理人（personal representatives）など、さまざまな取り組みがある。住宅支援は、2016年から2017年を除き、近年増加している。メンタルヘルスに関する取り組みやスウェーデン自治体・地域協会との協定に関する質問4 bへの回答も参照のこと。

155. 2018年度予算案[[57]](#footnote-57)において、政府はプライマリーケア（primary care　訳注　地域のかかりつけ医などによる一時医療）、アクセシビリティ、労働者の健康状態にとくに重点を置いた医療強化のための広範な改革を実施していると報告された。同法案では、例えばケアの現場に関係する既存のニーズに対応することが、救急医療や専門医療などのアクセシビリティ（利用しやすさにとって重要であるとしている。プライマリーケアと精神科の専門外来を強化することで、自分の住居や特別な支援のある住居で暮らす精神障害（psychosocial disabilities）のある人が、必要な支援を受ける機会が増える。

 報告前の質問事項パラグラフ10（h）への回答

156. 強制的な精神医療に関する法律と法医学的精神科医療法に基づく精神科医療の強制に関しては、全国レベルでの統合された統計が不足している。

157. 自発的な精神科医療に関していえば、スウェーデンには、障害のある人を本人の意思に反して入院を続けさせることへの法的な裏付け（legal support）はない。また、心理社会的困難を抱える人に、強制的な精神科医療を適用する（訳注　心理社会的な障害があるという理由だけで）法的な裏付けもない。その代わりに、これらの人々は、18歳に達すると、集団宿泊施設での生活などの取り組みを通じて、必要なケアや看護を受けている。

 報告前の質問事項パラグラフ10（i）への回答

158. 欧州評議会の生命倫理委員会（DH-BIO）とその人権運営委員会（CDDH）は、議定書プロジェクトの継続を強く支持している。

159.同時に、議定書がその趣旨に反して、条約に合致しない措置を合法的に支持するものと理解されかねないとの懸念が広く指摘されている。従って、DH-BIOが草案を再検討し、代替措置や予防措置の必要性を強調することをさらに検討することは好ましい。また、障害者団体の代表がこの作業に参加するよう招聘されることも前向きであり、重要である。議定書の採択に反対する行動をとることは適切ではないと考えられる。

 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）

報告前の質問事項パラグラフ11（a）、（b）、（c）、（d）への回答

160. 全国保健福祉委員会は、強制的な精神科医療に関して、政府から多くの任務を与えられている。その中には、入所型ケアホームのスタッフに対する研修や、青少年ケア（特例）法（Care of Young Persons (Special Provisions) Act）に基づく総合的な専門的な入所者ケア、医療（主に精神科医療）に関する任務も含まれる。

161. 全国施設ケア委員会は、「ノーパワー・ノールーズ」と呼ばれる効果的な紛争管理プログラムを考案した。このプログラムは、クライエントや若者と直接関わるスタッフのために考案された。職員は、安全な行動、自分自身のストレスへの対処、強制的な措置を避けるための予防的方法に関する教育と訓練を受ける。

162. 医療スタッフの研修を改善する措置は、質問10 a.への回答にも記載されている。

 報告前の質問事項パラグラフ11（e）への回答

163. OPCATユニット（Optional Protocol to the Convention against Torture　訳注　国会オンブズマンの下に組織された、拷問防止団体）は、国会オンブズマン全体と同様、裁判所および政府機関、ならびに公務員およびその他の職員を監督する任務を受託している。OPCATユニットは、青少年拘置所、精神科診療所、刑事施設など、個人が拘禁されている公的機関を定期的に査察している。同ユニットはまた、社会サービス法や特定機能障害者支援・サービス法に基づく市町村の居住の場など、事実上の拘禁が行われる可能性のあるその他の公的機関の監督を行う権限も与えられている。しかし、民間経営による同様の事業は、国会オンブズマンおよびOPCATユニットの権限外である。ただし、国会オンブズマン業務の広範な見直しを実施するかどうかについては、現在、連邦議会の憲法委員会で対応準備が進められている。OPCATユニットの監督業務では、身体的・精神的障害、年齢、性別をとくに考慮し、これらの状況に伴う特別なニーズも考慮している。OPCATユニットはまた、さまざまな関連利益団体と継続的に情報交換を行っている。

 搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

報告前の質問事項パラグラフ12（a）への回答

164. 講じられた措置のひとつは、2014年に全国保健福祉委員会が、密接な関係者間の暴力に関して、社会福祉と医療が実施する業務に関する規則と一般的助言を発表したことである[[58]](#footnote-58)。これに従い、暴力を受けたことのある人が年齢や障害などのために持つ可能性のある特別なニーズを、業務を計画する際にも個々の取り組みにおいても、社会福祉委員会は考慮すべきとされる。

165. 障害のある人だけに適用されるのではなく、親密な関係における暴力に対抗することを目的とした、2014年以降にとられたその他の措置には、全国保健福祉委員会への政府からの資金供給もある。この任務には、市町村とランスティングが県行政委員会および男性からの女性への暴力に関する国立知識センターと協力するための開発資金が含まれている[[59]](#footnote-59)。

166. 政府はまた、2018年から2021年の期間、ケア・看護における男性の女性に対する暴力を禁止する活動の発展を支援するよう、全国保健福祉委員会に委託した[[60]](#footnote-60)。県行政委員会もまた、地域レベルでこの分野における社会福祉と医療の活動を支援することを政府から命じられている[[61]](#footnote-61)。政府とスウェーデン自治体・地域協会は、2018年から2020年にかけてのジェンダー平等政策協定も結んでおり、この協定は、とくに、親しい間柄での暴力などに関する社会サービスや医療の活動において、市町村やランスティング独自の地域支援・協力体制を支援することを目的としている。

 報告前の質問事項パラグラフ12（b）への回答

167. 2016年以降、スウェーデン警察は犯罪被害者と個人の安全に関連する業務のガイドラインを定めており、2018年に改訂された。また、スウェーデン警察は2017年に、特別なニーズを持つ犯罪被害者に対応する際の警察への支援や、障害のある犯罪被害者に関する情報を含む、犯罪被害者と個人の安全に関連する業務のための方法支援を策定した。

168. リスクアセスメントの枠組みの中で、被害者が持つ障害は、すべてその人の脆弱性の要因として考慮される。

169. 量刑を審査する際、裁判所は、被告人が他人の無防備な立場や自己防衛の困難さを利用したかどうかをとくに考慮しなければならない[[62]](#footnote-62)。

 報告前の質問事項パラグラフ12（c）への回答

170. 質問12aに対する、全国保健福祉委員会の規則と一般的なアドバイスに関する回答を参照のこと。

171. 2015年、政府はリンショーピング大学にも、子どもに対する暴力やその他の虐待に関する知識の収集と普及を課した。その結果、リンショーピン大学は全国専門センターとしてバルナフリッド（Barnafrid）を設立した。同大学はまた、子どもや若者のための最前線のケアや専門的な精神科医療に携わるスタッフのための能力開発プログラムを考案し、実施する任務も負っている。この任務に関する最終報告書は、2022年に発表される予定である。

 BC. 報告前の質問事項パラグラフ12(d)への回答

172. 2014年、政府はウプサラ大学に、国家行政職員の人権に関する能力開発への取り組みの全体的プログラムの立案と実施を命じた。これを補完するものとして、条約の細分化条項（module）が開発された。

173. 2014年以降、政府はスウェーデン自治体・地域協会と市町村レベルでの人権活動の強化に関する協定を結んでいる。

174. 2018年、政府は全国保健福祉委員会に対し、医療・福祉サービスを専門的に実践する際に人権に取り組む責任について、ウェブベースの研修を実施するよう課した。

175. スウェーデン警察は、研修を進めるにあたり、人権、障害のある人に関する知識および障害のある人の状況を非常に重視している。これには、取調べの方法、秩序と治安、親しい間柄の中での犯罪などが含まれる。

176. 2017年、政府はスウェーデン警察に対し、精神障害のある人への対応における警察職員の能力を向上させるため、研修への取り組みの強化を課した。

177.政府は、ろうおよび聴覚障害、視覚障害、学習障害などに特化した特別教員養成の機会など、教育分野における多くの措置を率先して実施してきた[[63]](#footnote-63)。2018年には、特別教員および特別教育ニーズ教員教育の資格要素（qualification descriptor）に新たな目標が追加された[[64]](#footnote-64)。継続的な取り組みとして、スウェーデン国立教育庁が提供する職場学習[[65]](#footnote-65)の学生を受け入れるスーパーバイザーのために特別に考案された研修もある。

 報告前の質問事項パラグラフ12（e）への回答

178. スウェーデンの犯罪統計には、障害のある人のカテゴリーで分けたものはない。したがって、要求された統計は入手できない。しかし、この分野の情報を増やすために、過去20年間に研究が行われてきた。

 自立した生活と地域社会への包摂（第19条）

報告前の質問事項パラグラフ13（a）への回答

179. 2016年、政府は、特定機能障害者支援・サービス法および支援給付の取り組みを見直すため、調査指令[[66]](#footnote-66)を決定した。2019年1月、調査は、支援給付に関する規則の改正を含む提案を提出した[[67]](#footnote-67)。これらの提案は現在、政府内で対応準備中である。

180. 2019年7月、政府は、2019年11月1日に施行される特定機能障害者支援・サービス法の改正案に関する法案を連邦議会に提出した。これらの改正には、特定機能障害者支援・サービス法のパーソナルアシスタンスを受ける権利が得られるような基本的なニーズである、呼吸の介助が含まれている。政府は、呼吸介助と経腸栄養のすべての段階で、パーソナルアシスタンスを受けられるようにする法案をできるだけ早く作成する意向である。

181. 連立与党である中央党と自由党は、パーソナルアシスタンスと扶助手当の質の高さと法的保障を実現し、支援を受ける権利を持つすべての人が受けられるようにすることを意図して、政権期間（mandate period）中に実施するいくつかの行動案について合意した。これらの提案には、セルフケアのためのパーソナルアシスタンスを受ける権利も含まれている。

182. 中央党および自由党との合意に基づき、政府は政権期間中に、親の責任と監督強化の必要性に関する提案も提出する予定である。

 報告前の質問事項パラグラフ13（b）への回答

183. 特定機能障害者支援・サービス法によると、市町村は、特別なサービスを備えた住宅を、それを必要とする人のために設置する義務がある。また、市町村の義務には、誰がこの法律の対象となり、どのような支援やサービスのニーズがあるのかを継続的にフォローし、そのニーズを満たすことも含まれる。

184. 医療・社会ケア監察局（Health and Social Care Inspectorate）は、特別サービス付き住宅の監督と認可の発行を政府および連邦議会から命じられている。市町村が特別サービス付き住宅のような支援に関する決定を履行しない場合、監察局は行政裁判所に特別料金を課すよう申請できる（質問13cを参照）。

185. 特別サービス付き住宅に加え、障害のある人には、自らの住居での自立した生活に資する他の多くの措置が提供される。質問10gへの回答も参照のこと。

186. 2018年、連邦議会は住宅改修補助金に関する法律を決定した[[68]](#footnote-68)。障害のある人は、住宅を改修するために市町村から財政的補助金を受けることができる。この法律は、改修のための補助金を通じて、障害のある人に自立した生活を送る可能性を与えることを目的としている。

 報告前の質問事項パラグラフ13（c）への回答

187. 社会福祉法に基づく支援の決定、または特定機能障害者支援・サービス法に基づく取り組みが、決定から3ヶ月以内に実施されない場合、市町村の社会福祉委員会（social welfare board）は、その旨を医療・社会ケア監察局（Health and Social Care Inspectorate）に報告しなければならない。これらの法に基づく未実施の決定に関する市町村の監察局への報告は、過去3年間で60％弱増加している。特定機能障害者支援・サービス法に基づく特定の取り組みについては、助言及び支援、救済サービスに関する実施時期の中央値が減少している[[69]](#footnote-69)。

188. スウェーデン王立検査院（The Swedish National Audit Office）（訳注　日本の会計検査院にあたる．）は、社会サービス法および特定機能障害者支援・サービス法が遵守されていない場合の政府の対応について審査している。この審査の目的は、報告義務と制裁制度が、法律の意図を確実に達成するのに十分かどうかを調査することである。審査の結果は2019年9月に発表される予定である。

 報告前の質問事項パラグラフ13（d）への回答

 表

 市町村及び国によるパーソナルアシスタンスの利用者数（男女別人数）

| *パーソナルアシスタンスの利用者数* | *市町村のアシスタンス* | *国のアシスタンス* | *市町村と国のアシスタンス* |
| --- | --- | --- | --- |
| *年* | *女性* | *男性* | *女性* | *男性* | *総数* |
| 2014 | 1 950 (48%) | 2 829 (52%) | 7 384 (46%) | 8 631 (54%) | 20 115 |
| 2018 | 2 288 (45%) | 2 829 (55%) | 6 658(46%) | 7 938 (54%) | 19 696 |

 表

 市町村及び国によるパーソナルアシスタンスの利用者数（0～24歳）\*

| *パーソナルアシスタンスの利用者数* | *市町村のアシスタンス（0～22歳）* | *国のアシスタンス（0～24歳）* |
| --- | --- | --- |
| *年* | *女性* | *男性* | *女性* | *男性* |
| 2014 | 441 (41%) | 646 (59%) | 2 046 (41%) | 2 931 (59%) |
| 2018 | 606 (41%) | 995 (59%) | 1 658 (41%) | 2 370 (59%) |

\* この情報は、市町村のパーソナルアシスタンスと国の補助給付の年齢間隔が異なる2つの統計資料から引用している。

出典：全国保健福祉委員会およびスウェーデン社会保険庁

 表

 市町村及び国によるパーソナルアシスタンスの利用者数（23～64歳）\*。

| *パーソナルアシスタンスの利用者数*  | *市町村のアシスタンス（23～64歳）* | *国のアシスタンス（25～64歳）* |
| --- | --- | --- |
| *年*  | *女性* | *男性* | *女性* | *男性* |
| 2014 | 1 182 (50%) | 1 187 (50%) | 3 984 (47%) | 4 516 (53%) |
| 2018 | 1 308 (47%) | 1 450 (53%) | 3 618 (45%) | 4 334 (55%) |

\* この情報は、市町村のパーソナルアシスタンスと国の補助給付の年齢間隔が異なる2つの統計資料から引用している。

出典：全国保健福祉委員会およびスウェーデン社会保険庁

（訳注　これらの表において，数値の合計（男，女，総数など）が合わないが，原文通り記載した．詳細は不明である．）

189. 法に基づくパーソナルアシスタンスに関する各市町村の統計については、付録（訳注　2019年11月の本締約国報告の付録）を参照のこと。

 個人の移動を容易にすること（第20条）

報告前の質問事項パラグラフ14への回答

190.第9条に関する質問6への回答では、障害のある人にとっての交通システムの使いやすさを向上させるための物理的環境における措置について報告している。個人的な移動に関するその他の措置については、以下に詳述する。

191. 政府は2016年秋、自治体および地方政府機関が組織間の調整を効果的に行う上でのバリアを明らかにするために、以下の業務を特別に任命した調査官（specific investigator）に課すことを決定した。その業務とは、特別な旅客輸送（移動サービス、国家移動サービス、患者輸送および学校輸送）の規則を分析すること、そのような輸送サービスを実施すること、その際のバリアを取り除くための修正したまたは新しい規則を提案することである。

192. 2018年度の予算計上書（appropriation letter）において、スウェーデン社会参加庁は、移動サービスによる輸送の実施の質を精査し、分析する任務を課された。

193.政府は交通分析庁（Transport Analysis）（訳注　交通政策について政府に情報提供する政府機関）に、障害のある人にとっての公共交通システム内のアクセシビリティと使いやすさのバリアを精査することを課した。その報告書[[70]](#footnote-70)は2019年3月に公表された。

194. 永続的な障害があり、移動や公共交通機関の利用が非常に困難な人は、自動車手当（car allowance）を受けることができる。自動車手当は2017年に改革された。2018年、政府は、新しい法律が個人の自動車手当の利用機会に及ぼした影響を分析する調査業務を行うことを決定した。このフォローアップで提案された措置を背景に、政府は2019年9月に「自動車手当-適応するための大きな機会」という覚書を配布し、意見を求めた。政府は、障害のある人のための自動車手当を適応調整し、より適切なものにする意向である。

195. 身体障害のある人には特別な駐車許可証が発行される。この分野では、駐車許可証の不正使用問題を含め、2014年からいくつかの取り組みが行われている。

 プライバシーの尊重（第22条）

報告前の質問事項パラグラフ15への回答

196.EUの一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）の補足規定を含むデータ保護法（Data Protection Act）を作成する前に、その提案[[71]](#footnote-71)がスウェーデン障害者連盟（Swedish Disability Federation）[[72]](#footnote-72)を含め広く照会された。保健社会省（Ministry of Health and Social Affairs　訳注　単に「社会省」と呼ばれることも多い．）の分野別規制に関しては、この提案[[73]](#footnote-73)はスウェーデン障害者権利連盟（Swedish Disability Rights Federation）および「等しくユニーク」すなわちスウェーデン障害者人権連盟（Swedish Federation Human Rights for Persons with Disabilities）に回覧され、意見募集された。

 家庭及び家族の尊重（第23条）

報告前の質問事項パラグラフ16への回答

197. スウェーデンの法律には、後見、養子縁組、具体的な養子縁組手続きに関して、障害のある人のための特別な規定はない。

198. 国内および国際養子縁組を社会サービスがどのように扱うかについてのハンドブックが、2014年に全国保健福祉委員会によって作成された。また、家族法・親支援局（Family Law and Parental Support Authority）は、社会サービスが養子縁組ケースを扱う際の一般的な助言を作成し、これは2017年6月に最終改訂された[[74]](#footnote-74)。これらのガイドラインは現在、障害者権利委員会の見解や勧告などに基づいて見直しが行われている。

 教育（第24条）

報告前の質問事項パラグラフ17（a）への回答

199. 教育法（2010:800）によると、すべての子どもと若者は、地理的な位置や社会経済的状況にかかわらず、学校制度内で平等に教育を受けられる。この教育は、児童・生徒のさまざまなニーズを考慮しなければならない[[75]](#footnote-75)。スウェーデンの教育制度は、インクルージョンの原則に基づいており、大半の生徒が義務教育と高等学校で教育を受けている。

200. 2014年以降、支援規定にいくつかの変更が加えられた。例えば、特別な支援に関する規定は、通常の授業の枠内での特別な適応という形で補完された[[76]](#footnote-76)。2014年には教育法に追加規定が設けられ、障害の結果、さまざまな知識要件や要件レベルの達成が困難な児童・生徒には、可能な限り障害の影響に対処することを目的とした支援が与えられることになった[[77]](#footnote-77)。

201.政府は、特別支援教育教員へのアクセスを向上させるために、多くの取り組みを実施してきた。2016年、政府は、学校がより多くの特別支援教員を雇用し、さらなる研修を提供できるようにするための新たな政府助成金を決定した[[78]](#footnote-78)。政府はまた、「教員への支援II（Boost for Teachers II）」の枠組みの中で、特別支援教育のための取り組みを実施してきた[[79]](#footnote-79)。さらに、政府は2018年に、さまざまな特別支援教員学位に新たな試験目標を導入した[[80]](#footnote-80)。新しい目標によると、この学位課程の学生は、神経精神医学的な困難に関する知識を習得し、この知識を（将来着任する）さまざまな学習環境で応用できなければならない。

202. 2019年7月、就学前教育クラス[[81]](#footnote-81)および初等教育における早期介入の保証が導入された[[82]](#footnote-82)。スウェーデン国立教育庁と国立特別支援教育・学校庁は、技能向上への取り組みを実施し、実施に先駆けて支援を提供する任務を負った[[83]](#footnote-83)。

203. 2018年7月、児童生徒が異種の学校間および同種の学校内で転校する際の関連情報転送について、新たな規定が教育法に追加された[[84]](#footnote-84)。

 報告前の質問事項パラグラフ17（b）への回答

204. 教育法（2010:800）には、スウェーデンの学校制度において障害のある児童生徒の居場所を否定する規定はない。同法の主な原則は、就学前教育クラス、義務教育学校、または学習障害児のための義務教育学校に在籍する児童生徒は、児童生徒の保護者が通学を希望する市町村の学校に就学するべきであるというものである。例えば、希望する受け入れ先が市町村にとって組織的または財政的に大きな困難を伴う場合などには、この主旨から逸脱することも可能であるが、その場合には、児童生徒は別の受け入れ先を与えられる[[85]](#footnote-85)。

205. 就学前教育クラス、義務教育学校、または学習障害児のための義務教育学校[[86]](#footnote-86)において、希望する学校以外の学校への就学が決められた場合は、教育審判委員会（Board of Appeal for Education）[[87]](#footnote-87)に不服審査を請求できる。

206. 教育法では、私立の（independent）就学前教育クラス、義務教育学校、学習障害児のための義務教育学校、学習障害のある人のための高等学校[[88]](#footnote-88)はすべて、その学校の指導様式を受ける権利を持つすべての生徒に開かれていなければならないと定めている[[89]](#footnote-89)。私立学校について言えば、児童生徒が居住する市町村は、私立学校の教育機関に対して、学校にいるすべての児童生徒について学校ごとに助成金を支給しなければならない。この助成金は、基本額と、場合によっては加算額で構成される。加算額は、特別な支援を手厚く必要とする児童生徒に対して支給されるもので、児童生徒のニーズに基づいて個別に決定される。ただし、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その児童生徒の居住する市町村が、組織上または財政上著しい困難を生じた場合には、その市町村は加算額を支払う義務はない。このような場合、その私立学校は、その児童生徒を受け入れたり、継続的に教育を提供する義務はない。その場合、その児童生徒の居住する市町村は、その児童生徒のために他の方法で教育を手配する責任を負う[[90]](#footnote-90)。

207. ただし、私立学校の教育提供者は、特別な支援を必要とする生徒が居住する市町村が特別な支援のための助成金を支払っている場合、特別な支援を必要とする生徒を受け入れない理由として、組織上または財政上の困難を挙げることはできない[[91]](#footnote-91)。また、学習障害のある人のための私立高等学校での教育や、私立高等学校での全国プログラムによる教育についても、基本額と加算額について同様の規定がある[[92]](#footnote-92)。

208. 2014年7月、教育法に、市町村は児童・生徒のさまざまな状況やニーズに応じて、学校組織内の教育資源を配分しなければならないという規定が追加された[[93]](#footnote-93)。2016年7月には、特別な支援を必要とする児童・生徒のために私立学校が受け取る加算額で、児童・生徒が居住する市町村が支払うものは、児童・生徒のニーズに基づいて個別に決定されることが明確にされた[[94]](#footnote-94)。

209. 政府はまた、学校の分離を減らし、就学前クラスと義務教育への資源配分を改善するための方策を分析・提案する特別調査官を任命した[[95]](#footnote-95)。

 報告前の質問事項パラグラフ17（c）への回答

210. 就学前クラス、義務教育、高等学校[[96]](#footnote-96)および市町村の成人教育[[97]](#footnote-97)についての障害に基づく統計を報告することはできない。スウェーデン国立教育庁は、学校組織、特定の特別教育形態、その他の教育事業における公式統計を担当する政府機関である。

211. 2019年1月以降、政府はスウェーデン国立教育庁に対し、統計を作成するために、学習障害児の義務教育、学習障害のある人の特別支援学校および高等学校、成人の特別支援教育の生徒の健康に関する機密的な個人データを処理する機会を与えている。スウェーデン統計局（Statistics Sweden）もまた、フォーク・ハイスクール（folk high school訳注　北欧諸国に多くある成人教育のための機関。日本の大学の位置づけにあるが、単位や学位は取れない。「民衆大学」、「市民大学」、「成人大学」などとも訳される。）の公式統計を作成するために、個人の健康に関する機密的な個人データを処理する機会を与えられている[[98]](#footnote-98)。

212. 学習障害児の義務教育には女子より男子が多い。2017/18年度には、10,612人の生徒が学習障害児のための義務教育学校に通い、そのうち女子は4,050人、男子は6,562人であった。2017/2018年度には、学習障害のある人のための高等学校に6,072人の生徒が通い、そのうち女子が2,446人、男子が3,626人であった。同年度に成人向け特別教育（Särvux　訳注　スウェーデンの政府資金による成人教育の一つで、特別支援が必要な人のためのもの。）に通った生徒は3,605人で、うち1,784人が女子、1,821人が男子であった。同年度に特別学校に通った生徒は合計650人で、そのうち女子が260人、男子が390人であった。

213. 障害のある若者は、就労も就学もしていない人が多い。障害のある若い女性および男性（16歳から29歳）のうち、仕事も勉強もしていないのは12％である。同年齢の障害のない人では７％である。どのグループにおいても、男女間の大きな差はない。

図.2016/17年、16～29歳の、障害のある人とない人の、仕事も勉強もしていない人の割合（％）。出典：SCB 生活実態調査（Undersökningen om levnadsförhållanden） (ULF/SILC) 2016/17.

 健康（第25条）

報告前の質問事項パラグラフ18（a）への回答

214. 精神科医療へのアクセスに関する全体的な情報は、全国レベルでも市町村別でも存在しない。

 報告前の質問事項パラグラフ18（b）への回答

215. 障害のある女性と少女に特化した医療へのアクセスを促進することを目的とした施策は実施されていない。しかし、政府は、妊産婦ケアを改善し、女性の健康全般を強化するための措置を決定した。これらの措置は一般的なものであり、障害のある女性や少女に特化したものではない。この枠組みの中で、政府はスウェーデン自治体・地域協会と、出産ケアと女性の健康の改善に関するいくつかの協定を結んだ。共通する特徴のひとつは、女性特有のニーズに基づいたケアを改善することであり、これには障害のある女性に対するケアの改善も含まれる。該当する協定では、性と生殖に関する健康全般、とくに社会経済的に恵まれない地域での対策を優先すべきとしている。

216. スウェーデン公衆衛生庁の任務に関する質問3cへの回答も参照のこと。

 報告前の質問事項パラグラフ19（a）への回答

217. 障害のある人の自殺率を年齢、性別、障害別に集計した全国レベルの情報はない。しかし、自殺率は過去15年間に約20％減少している。ただし若者や若年成人にはこの良い傾向は当てはまらず、自殺者数は長い間同じレベルにとどまっている。

218. それにもかかわらず、スウェーデン公衆衛生庁の2016年と2018年の全国公衆衛生調査では、死にたいと思うこと（suicidal thoughts）や自殺未遂について、障害のある人とそれ以外の人々との違いが明らかになっている。自殺念慮や自殺未遂をしたことのある人の数は、障害のある人の方が障害のない人よりもかなり多い。障害のある人の25％が、ある時点で自殺を考えたことがある。障害のない人は9％である。16～84歳では男女差はない。

219.政府は、誰も自ら命を絶つ必要がないようにするという目標を掲げている。これを達成するためには、個人レベルでも集団レベルでも自殺防止対策が必要である。政府はスウェーデン公衆衛生庁に、国家レベルでの自殺予防活動の調整を命じている[[99]](#footnote-99)。

 報告前質問事項のパラグラフ19（b）への回答

220.政府は、スウェーデン公衆衛生庁に、国民全体の良好な精神的健康を促進し、精神的不健康を予防することを目的とした国家的活動を構築し、発展させ、適合させることを課している。子どもと若者は、この戦略の中で、予防と促進活動のためのとくに重要な対象グループとして強調されている。

221. 政府はまた、子どもや若者の精神的不健康対策として、いくつかの具体的な取り組みを実施してきた。質問4bの回答も参照のこと。

222.政府は 2016年以降、学生の健康を強化・増進させるための継続的な取り組みに毎年2億クローネを費やしている。また、スウェーデン国立教育庁は、学生の健康に関して、予防および促進業務の改善に取り組むことを課せられている。

223.政府は、スウェーデン公衆衛生庁と全国保健福祉委員会への委任を通じて、精神保健分野で活動するボランティア団体に資金を割り当てている。これに関する情報は、質問4bで報告されている。

224. 子どもオンブズマンは、子どもや若者の人権がどれだけ尊重されているかを体系的に審査する。

 労働及び雇用（第27条）

報告前の質問事項パラグラフ20（a）への回答

225. 労働能力の低下を伴う障害のある人は、障害のない人たちよりも失業状態がかなり長く続く。同時に、スウェーデン公共職業安定所に登録された障害のある人の数は増加している。就労への移行の割合は改善し、給与補填拠出（salary contributions）付きの雇用から離職した人のうち、他の雇用に移行した人の割合が増加した。しかし、前年度と比較すると、スウェーデン公共職業安定所を通じて給与拠出または公的保護就労を受けた人の数は減少しており、また、この目的のための資金は使用されていない。とはいえ、労働能力の低下を伴う障害のある登録失業者数も減少しており、失業者数と関連して、賃金補助（wage subsidy）を受ける人の割合が増加していることは観察されるべきである。全体的な傾向は良好と思われるが、より多くの障害のある人が就労するニーズは依然として大きい。

226. サムホール（Samhall）（訳注　障害者雇用・就労促進を目的とした国営企業）の事業は成長した。より多くの障害のある人が同社に雇用され、より多くの障害のある人が他の雇用主に移った。雇用された人々の大部分は、一般労働市場からとくに遠く、優先的にサムホールで雇用されるグループの人々である。

227. 質問20c～fへの回答も参照のこと。

 報告前の質問事項パラグラフ20（b）への回答

228. 本データは、スウェーデン統計局の報告「2018年障害者の労働市場」（The labour market situation for persons with disabilities 2018』[[100]](#footnote-100)より引用した。

229. 16歳から64歳の人々のうち、2018年には85％が労働力となっていた。障害のある人では71％、障害のない人では87％であった。労働能力が低下している障害のある人では約69％、労働能力が低下していない障害のある人では約78％であった。

230. スウェーデン統計局の2018年障害者労働市場状況調査によると、16～64歳の12％が障害があると回答した。これは約752,000人に相当し、約半数が女性、半数が男性であった[[101]](#footnote-101)。この67％が、自分は障害のために労働能力も低下しているという意見であり、507,000人強に相当し、そのうち55％が女性、45％が男性であった。約33％（244,000人）は、自分の障害は労働能力の低下をもたらさないと考えていた。このうち42％が女性、58％が男性であった。

231. 労働能力の低下を伴う障害のある人は、一般的に、労働力に含まれる程度が低く、失業率が高く、雇用の程度が平均的な人々に比べて著しく低い。

232. 2018年、16歳から64歳の人々の雇用の度合いは82％であった。障害のある人全体では64％であった。労働能力が低下している人では60％、労働能力が低下していない障害のある人では70％であった。

233. 2013年と比較して、雇用率は76％から80％へと増加した。同期間中、障害のある人の雇用率は約62％であった。2018年には若干の増加が見られたが、統計的には有意ではない。同じようなパターンが、労働能力が低下した人についても観察され、その割合は、昨年、60パーセントにいくらか上昇したように見えるが、その差は統計的に有意ではない。

234. 一般的に言って、障害のある人は全体的には他の人々と同じ職業に就いているが、管理職の割合は低い。

 報告前の質問事項パラグラフ20（c）、（d）への回答

235. 政府は、障害のある人が仕事を見つけやすくし、継続しやすくするために、以下のようないくつかの取り組みを導入している：

* 補助金付き雇用（subsidised employment）のための給与コストの上限を段階的に引き上げ、さらに通訳サポートが必要な人の研修報酬の上限を引き上げる；
* サムホール有限会社（samhall ab）への資金援助増；
* 補助金付き雇用規定の見直し；
* 政府機関での職場体験の場；
* バリアや障害ではなく、人のスキルや能力を重視するよう雇用主に奨励する情報キャンペーン。そして、
* 障害のある人に対する具体的な取り組みに関する規定の見直し。

236.政府は、障害のある女性および男性が仕事を見つけ、維持する機会を改善することを目的とした多くの改革を実施した。スウェーデンでは、障害のある女性も男性も、スウェーデン公共職業安定所が提供する労働市場政策の事業をすべて利用できる。また一方、障害のある女性や男性のために特別に考案された取り組みもある。これらは主に補助金付き雇用に関するものである。

237. 差別禁止法は、いわゆる積極的措置（active measures）に取り組む要求も含んでいる。つまり、雇用主や研修提供者は、差別禁止法で保護対象とされている差別事由に該当するものであるかどうかに関わらず、予防的かつ促進的な方法で差別に対抗し、平等な権利のために働くべきであるということである。この規定は2017年1月1日に変更され、差別禁止法のすべての事由、すなわち性別、トランスジェンダーとしてのアイデンティティまたは表現、民族、宗教またはその他の信条、障害、性的指向、年齢が対象となった。雇用主はまた、不当な雇用条件を発見し、是正し、防止するために、給与調査に協力する義務を負う。

 報告前質問事項パラグラフ20(e)への回答

238. 労働能力の低下は、多くの場合、職場におけるさまざまな種類の支援や適応・修正によって補うことができる。そのため、スウェーデン公共職業安定所では、職場における補助具の助成金、パーソナルアシスタンスや視覚または聴覚障害のある人の通訳のための補助金、および起業する際の特別な支援を、補助金付き雇用の代わりとしてまたは補助金付き雇用に追加して行っている。スウェーデン公共職業安定所は、新しい職場での支援のためにコンサルタントを通じた支援も提供している。コンサルタントは、職場への障害のある人の導入時に支援を行う。コンサルタントは、職場と協力して導入計画を策定し、本人が必要な支援を受けられるようにする責任を負う。

 報告前の質問事項パラグラフ20(f)への回答

239. 2018年、スウェーデン公共職業安定所は、「労働能力の低下」という用語がその対象者に影響を及ぼすかどうか、及ぼすとすればどのように影響するかを調査する任務を負った。任務は2018年11月に報告された。スウェーデン公共職業安定所は、新たな用語の採用が必要であるとの評価を下しており、労働市場政策の中で現在使用されている「労働能力低下」という用語は廃止すべきであると提案しているが、障害のために起こりえる、しばしば移り変わる複雑な状況や取り組みのニーズを表現する単一の用語を特定することは困難であるため、代りの用語は提案しないことにしている。むしろ、個々の状況において実際に言及されていることを表現するために、言葉の使い方を変える必要がある。この問題は、官庁内でさらに調査されている。

 相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）

報告前の質問事項パラグラフ21(a)への回答

240. 保障額については、本人の負担をどの程度カバーしているか完全な情報はない。しかし、保障給付（guarantee benefit）を受ける傷病手当金・活動補償給付（sickness and activity compensation）受給者については、経済水準が低い人の割合が比較的高いというデータがある。しかし、保障給付受給者の現在の経済状況を完全に把握するためには、住宅補足給付、障害手当、追加費用手当など、保証給付と併用可能な他の給付も考慮に入れる必要がある。

 報告前の質問事項パラグラフ21(b)への回答

241. 2014年から2018年にかけて実施された政策は、経済状況の弱い世帯の経済的余裕の強化につながり、経済状況の強い世帯からの課税を増加させた。これらの取り組みには、年金受給者の住宅補助の引き上げと減税、失業保険給付の引き上げ、傷病手当の水準の引き上げ、傷病手当金・活動補償給付の引き上げ、住宅手当内の所得制限の引き上げ、児童手当の引き上げ、所得扶助の児童部分の引き上げ、生活維持扶助（maintenance support）の引き上げが含まれる。これらの取り組みは、比較的所得水準の高い人々に影響を与える様々な増税を含む措置によって主に賄われてきた。

 報告前の質問事項パラグラフ21（c）への回答

242. 労働能力が低下した障害のある人は、所得として傷病・活動補償給付を受けることができる。保証給付の形態での傷病手当金・活動補償給付は、2014年から2018年にかけて2段階で、合計0.13倍（物価調整額）の増額が行われた[[102]](#footnote-102)。これは年間6,000クローネ強に相当する。所得関連補償は、想定所得の64％から64.7％に上昇した[[103]](#footnote-103)。2018年1月1日より、傷病・活動補償給付を受ける人は減税される。傷病・活動補償給付を受給している人で、住居費の支払いがある人は、住宅補助を受けることができる。住宅補助および特別住宅補助は、2018年1月1日より、対象となる住宅費の上限を月額5,000クローネから5,600クローネに引き上げ、対象となる5,000クローネを下回る住宅費の補助の割合を引き上げることにより、増額した。加えて、特別住宅補助の妥当な生活費基準が引き上げられた。

243. 年金受給者に対する減税は、年金収入が月10,000から35,000クローネの受給者に対して行われた。年金総額が月額約17,000クローネの年金受給者が最も大きな影響を受ける。このグループの中には、傷病手当金・活動補償給付を長い期間受けている人がいるので、これは障害のある人にとって重要な意味を持つかもしれない。

 政治的及び公的活動への参加（第29条）

報告前の質問事パラグラフ22（a）、（b）への回答

244. 選挙法（2005:837）の改正に関する決定を受け[[104]](#footnote-104)、市町村が障害のある人のためのアクセシビリティ要件を満たさない施設を使用するというこれまであったケースは、2014年1月になくなった。投票所および投票施設は、すべての人にアクセシブルでなければならない。

245. この法改正に関連して、スウェーデン社会参加庁は市町村の業務に関するチェックリストを作成した。これは2018年の総選挙前に更新された。

246. 選挙法[[105]](#footnote-105)において、自分自身では投票できない有権者は、投票係だけでなく、投票を補助する他の人を伴うことができることが明確にされた[[106]](#footnote-106)。また、代理人として任命できるのは、その役割に必要な訓練を受けた個人のみとされた[[107]](#footnote-107)。これらの改正は2015年1月に施行された。

247. 文字を読むことが困難な有権者が読みやすいようにし、混乱のリスクを減らすため、政党は投票用紙に政党のシンボルマークを使用する[[108]](#footnote-108)。この改正は2015年1月に施行された。

248. 投票の秘密をさらに強化するため、2019年1月1日に選挙法が改正され、投票所内で投票する場所は、他の有権者の目から遮断されなければならないという要件が盛り込まれた。また、有権者が白紙の投票用紙に候補者名を書く投票方法が導入された。この変更により、視覚に障害のある有権者は、たとえば選好投票（preferential vote　訳注　投票用紙にリストアップされている立候補者名に、選好する順位をつける方法）などよりも投票を行いやすくなる[[109]](#footnote-109)。

249. 有権者のさまざまなグループ間の投票参加をより平等で高い水準で促進するため、スウェーデン・アクセシブル・メディア庁はウェブサイト「すべての有権者（All voters）」の運営を任されている[[110]](#footnote-110)。2018年の総選挙の前に、政府は、有権者の高いレベルの参加を促進するための情報キャンペーンへの特定の資金を連邦議会の各党に割り当てた[[111]](#footnote-111)。この資金援助により、各政党は有権者、とくに障害のある人など過去の選挙で参加率が低かった有権者グループに働きかけやすくなった。

 報告前の質問事項パラグラフ22（c）、（d）への回答

250. 市町村、ランスティング、連邦議会は、それぞれの議会に選出された障害のある人が職務を遂行するために必要な支援の責任を負う。

251. 公職の候補者として立候補する障害のある人が、アクセシブルな様式で情報を受け取ることを保証する具体的な措置はとられていない。

252.その理由は、スウェーデンの障害者政策の基本である責任と財政の原則にある。これは、社会のあらゆる部門が、障害のある人を含むすべての市民が利用できるように、その活動を計画し運営する責任を持つことを意味する。

253. 統治法典（Instrument of Government）第1章第2条第5項はまた、社会は、すべての人が社会への参加と平等を達成できるように努め、子どもの権利が守られるようにしなければならないと述べている。社会は、性別、皮膚の色、国籍または民族的出身、言語的または宗教的所属、障害、性的指向、年齢、差別の理由に該当するその他のいろいろな状況にある個々人などに対する差別と闘わなければならない。

 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）

報告前の質問事項パラグラフ23への回答

254. 条約に基づく障害者政策の新たな国家目標については、質問1dへの回答を参照のこと。

255.政府は、スウェーデン芸術評議会（Swedish Arts Council）とスウェーデン国家遺産委員会（Swedish National Heritage Board）を文化分野の戦略機関として任命した。2011年から2016年の期間中、これらの機関はとくに、政府の障害者政策戦略に関連する特定の下位目標の達成に取り組んだ。アクセシビリティに関わる作業については、障害者運動と定期的に公式協議を行っている。

256. スウェーデン芸術評議会は、障害のある人が他の人々と同等の条件で文化活動に参加できるよう、その方策を推進する使命を負っている。

257. スウェーデンは、文学的および美術的著作物の著作権に関するスウェーデン法の改正を通じてマラケシュ条約を取り入れた。これらの改正は2018年10月11日に施行された。

 統計及び資料の収集（第31条）

報告前の質問事項パラグラフ24（a）への回答

258. 政府機関、市町村、ランスティングなどの監視は、ある程度法律で規定されている。スウェーデンは法律で管理されている公式統計を持っている[[112]](#footnote-112)。

259. 統計に公式の責任を持たない政府機関であっても、任意で市町村やランスティングから情報を集めることができる。しかし、政府機関が法的な裏付けなしに市町村やランスティングからの回答を求めることはできない。とはいえ、統計に正式な責任を持たない政府機関が、例えば、市町村やランスティングに調査票を送付し、自発的な参加を通じて情報を収集することを妨げるものはない。

260. スウェーデン社会参加庁は、障害者政策の実施を監視するために活動している。しかし、同庁には統計に関する公式の責任はない。同庁は現在、市町村およびランスティングに年1回アンケートを送付している。この監視は任意とみなされるべきである。

261. 同庁は、これまでの調査フォーマットを置き換えるデジタルツールを開発した。このツールは2019年春に政府関係者が使用できるようになり、年末には市町村や地域の関係者が使用できる別バージョンがリリースされる予定である。

 報告前の質問事項パラグラフ24（b）への回答

262. 権利の視点に基づく監視のためのツールの開発は、現在進行中のプロセスである。そのための出発点のひとつは、統計やデータへのアクセスであり、政府はその強化に努めてきた。また、社会のさまざまなレベルや部門における障害者政策の実施を監視する機会を設けることも重要である。1）どのような体制が整っているのか、2）実際の現状と進行中の施策、3）この取り組みがもたらす成果、を監視できるようにする必要がある。このアプローチは、監視に権利の視点を適用する人権高等弁務官事務所（OHCHR）のモデルに基づいている。

263. スウェーデン社会参加庁は、権利の観点から重要な知識や情報を収集するためのいくつかのツールを用いて活動している。同庁は、障害のある人の生活条件に関して他の関係者から収集された個々の統計をまとめ、分析している。その際、権利の観点から最も重要なデータを選択している。

264.同庁はまた、「実施者監視（actor monitoring）」を策定し、政府機関による障害者政策の実施活動[[113]](#footnote-113)や、市町村やランスティングが実施する活動を追跡調査している。その目的は、現在進行中の作業の進展を追跡調査し、権利の観点から社会参加のための一般的な条件とバリアを特定することである。

265. 同庁は、生活状況に関する補足的な情報源として、調査パネル（訳注　継続調査対象者Rivkraft）から継続的に質問への回答を得ている。質問は条約を出発点としている。同庁はまた、さまざまな形の詳細調査や質的調査も実施している。

266. 「運営調査」（Management Inquiry）に関する質問1bへの回答も参照のこと。

 報告前の質問事項パラグラフ24（c）への回答

267.政府は 、統計へのアクセスを確保し、障害者政策を実施する枠組みの中で障害のある人の状況の発展を監視する機会を強化するための行動をとった。

268. 2011年から2016年の障害者政策戦略期間中、スウェーデン統計局は政府から、障害のある人の生活状況に関するデータの作成について、報告および提案をする任務を負った[[114]](#footnote-114)。この調査は、住居、経済、健康、余暇、市民活動、社会関係、雇用・労働環境、保障・安全に関する障害のある人の生活状況の詳細を把握するものである。その後、スウェーデン統計局は、2018年中にデータを報告し、可能な限り年齢、性別、障害の種類別に詳細を報告するよう命じられた。2020年に向けて、政府はスウェーデン統計局に対し、障害のある人の生活状況について、可能な限り年齢、性別、障害種別に細分化した統計を報告するよう再度要請した。

269. さらに、スウェーデン統計局は、障害者統計に関して発展が必要な分野についての、同局の評価に関する全体的な報告書を作成するために、マッピング（詳細な調査）と分析作業を実施する任務を与えられている。この任務は、中央政府機関および障害者団体との対話を通じて実施される。

270. スウェーデン公共職業安定所、スウェーデン公衆衛生庁、全国保健福祉委員会など、公的統計に責任を持つその他の政府機関は、さまざまな分野における障害のある人の生活状況に関する統計に貢献している。すべての個人ベースの公的統計および政府機関が年次報告で報告するすべての統計は、男女別に分けなければならない。

271. 教育分野における統計作成の機会も強化された。質問18cへの回答も参照。

 報告前質問事項のパラグラフ24（d）への回答

272. 体系的なデータ収集のための措置については、質問24のb-cを参照のこと。

273. 先住民族サーミに関する情報について、北欧福祉センターは、スウェーデンのサーミ行政区に含まれる19の市町村における障害のあるサーミ人の状況を調査するため、政府から資金援助を受けている。

274. 毎年、政府は予算案の中で、連邦議会が決定した国家目標を出発点として、障害者政策の全体的な進展を連邦議会に報告する。

275. スウェーデン社会参加庁は毎年、状況の全体像と統合像を提供するために、障害者政策の進展を報告している。この報告は、政府、政府機関、その他の関係者、および一般市民に配布される。また、障害者団体などにも利用されている。障害のある人の生活状況の効果的な監視のもう一つの重要な部分は、社会のあらゆる部門の関係者が、障害の観点から収集した知識を分析し、そこから結論を導き出すことである。

276. 同庁は、障害者政策に関する知識の普及に積極的に取り組んでおり、ウェブサイトに情報を掲載している。また、そのメッセージを広く伝えるため、他の多くの分野にも参加し、知識を広めている。対象は主に政府機関、市町村、ランスティングである。

 報告前の質問事項パラグラフ24（e）への回答

277. 統計は主に、統計を公式に担当する政府機関によって作成されるが、政府機関は条約に基づいて障害のある人を代表する組織と協議すべきである。スウェーデン社会参加庁は、現在どの政府機関が障害者団体と協議しているかを監視している。同庁の独自の知識開発活動は障害のある人を代表する団体との協議によって進められている。同庁の知識獲得には、障害のある人の視点や知識を把握するための質的手法も含まれている。

278. 質問1g.への回答も参照のこと。

 国際協力（第32条）

報告前の質問事項パラグラフ25（a）への回答

279. スウェーデンは、権利に基づく障害の視点を2030アジェンダの作業に統合する措置を講じてきた。例えば、国内的にも国際的にも、人権を重視し、誰一人排除されるべきでないということを念頭に、アジェンダ実施の社会的側面を強化する努力がなされてきた。

280. スウェーデンは、2018年から2020年までの アジェンダ実施のための国内行動計画を策定した。この行動計画は、障害者政策と条約に基づく新たな国家目標に言及している。

281. アジェンダの枠組みの中で合意されたターゲットは、障害者政策活動の重要な側面である。障害者政策の新たな目標と方向性のための政府法案[[115]](#footnote-115)は、人権と障害のある人に関連して2030アジェンダをとくに強調している。

282. スウェーデン統計局は、スウェーデンが2030アジェンダをどのように遵守しているかを分析することを政府から命じられ、スウェーデンのアジェンダ実施に関する指標を用いた統計に基づく監視の提案を作成した。これには、障害のある人という区分で分類された統計も含まれる。

283.さらに、スウェーデン社会参加庁をはじめ、多くの政府機関が、スウェーデンの2030アジェンダ実施のためのデータ提供を求められている。

284. 2015年から2018年にかけて、スウェーデン社会参加庁は、2030アジェンダに障害の視点をどのように含めるかについて取り組んでいる国連のリファレンスグループ（UN reference group）の一員であった。スウェーデン社会参加庁は、2016年に設立された2030アジェンダの協力フォーラムの一員でもある。2018年以降、同庁は「持続可能な都市評議会」（Council for Sustainable Cities）の一員でもある。同庁はユニバーサルデザインを強調することで貢献している。

 報告前質問事項パラグラフ25（b）への回答

285. スウェーデンの開発協力と人道援助には、特定の政策枠組みがあり[[116]](#footnote-116)、スウェーデンの開発協力と人道援助を規定している。この枠組みは、スウェーデン国際開発協力庁（SIDA: Swedish International Development Cooperation Agency）の活動を規定する予算書（appropriation letter）と戦略に具体化されている。

286. SIDAは2018年、スウェーデン社会参加庁との対話に取り組み、国際開発協力における社会参加庁の取り組みと監視に障害のある人がどのように含まれているかを報告する任務を負った。SIDAとスウェーデン社会参加庁はまた、これらの取り組みが確立された2030アジェンダの目標の達成に向けてどのように貢献しているかについての情報を提供し、さらに障害の視点をより効果的に取り入れるべき開発分野を特定し、提案することも課された。

287. SIDAは、世界的ネットワーク「障害に関する世界アクション」のメンバーである。このネットワークの中で、SIDAはインクルーシブ教育、人道支援および社会保険制度における障害問題や、統計・データの改善に取り組んできた。

288. 2018年、政府は国際的なジェンダー平等活動のための資料として、フェミニスト外交政策のハンドブックを作成した。

289. 2019年3月、SIDAはスウェーデン社会参加庁および団体「私の権利」（MyRight）とともに、権利と障害のある人をテーマとする大規模な知識向上フォーラム「開発討論」（Development Talks）を開催した。

290. 「ノルディック・プラス（Nordic Plus　優先される開発問題を議論する志を同じくする国々のグループ）の枠組みの中で、スウェーデンの2018年の議長国期間中、開発協力に障害をどのように含めるかの経験を共有することを目的とした豊かな議論が行われた。

 国内における実施及び監視（第33条）

報告前の質問事項パラグラフ26（a）への回答

291. 平等オンブズマン（Equality Ombudsman）は、障害などを理由とした差別が社会のあらゆる領域で起こらないように取り組むことを任務としている。オンブズマンは、差別に遭遇した人々が権利を行使できるよう、助言の提供やその他の手段を通じて貢献しなければならない。オンブズマンは、その活動領域内において、政府機関、企業、個人および団体に情報を提供し、教育し、協議し、その他の接触を持つ。また、オンブズマンのウェブサイトは、権利の平等を促進し差別に対抗するため、さまざまな関係者を支援する。

292. 平等オンブズマンのコミュニケーションの取り組みに関する質問5bへの回答も参照のこと。

 報告前の質問事項パラグラフ26（b）への回答

293. 2018年3月、政府は、スウェーデンにおける国内人権機関の設立に関する調査および提案の提出を行う調査官を任命した。任務説明書によれば、調査官はパリ原則を遵守する人権機関の計画に関する提案を提出しなければならない。調査官はまた、条約第33条に従って条約の実施を促進、保護、監視するために、人権機関がどのように必要な機構となりうるかについても調査し、提案を提出しなければならない。2018年10月、調査官はスウェーデンの国内人権機関に関する提案を提出した。これによると、同機関は障害者権利条約に基づき、独立した国内機構に課せられた任務を果たすべきである。これらの提案は検討のために回覧された。

（翻訳：佐藤久夫、岡本 明）

1. 「国連子どもの権利条約の組み込み」法案（提案2017/18:186）。 [↑](#footnote-ref-1)
2. アクセシビリティの不足という形の差別に対する保護を拡大（政府法案2016/17:220）。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 差別禁止法（2008:567）第3章第4条。 [↑](#footnote-ref-3)
4. スウェーデン刑法（1962:700）第29章第1条および第2条第3項。 [↑](#footnote-ref-4)
5. スウェーデン社会参加庁(2016)「2011-2016障害者政策の評価と分析（Utvärdering och analys av funktionshinderspolitiken 2011–2016’ (‘Evaluation and analysis of disability policy 2011–2016’)」, A 2016:14. [↑](#footnote-ref-5)
6. 障害者政策の国家目標と方向性（政府法案2016/17:188）。 [↑](#footnote-ref-6)
7. フォーカス討論会は、市民社会団体やその他の関係者から特定の問題に関する知識や見解を得るために、官庁内で使用されている作業方法である。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 差別禁止法（2008:567）第1章第4条。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 「差別からのより良い保護」、SOU 2016:87。（訳注　SOUはStatens offentliga utredningar 「政府による公的調査」） [↑](#footnote-ref-9)
10. 計画建築法（2010:900）。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 「差別からのより強い保護」、2007/08:95。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 差別禁止機関や労働組合などに提出された情報は、本要約には含まれていない。したがって、他の団体によって取られた行動（例えば、差別禁止機関、労働組合、または個人によって裁判に持ち込まれた差別事件など）も報告されていない。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 例えば、2人の親が子どものために 報告をする場合など、複数の性別を記載する報告もあるため、性別で集計された報告の数は、報告の数とは異なる可能性がある。また、報告者が自分の性別を記載するか、報告対象者の性別を記載するかによっても異なる。 [↑](#footnote-ref-13)
14. 1つの報告書が複数の社会セクターに関する情報を含んでいる場合があるため、社会セクター別に分けた報告の数は、報告の数とは異なる。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 政府広報「パワー、目標と機関 ― ジェンダー平等の未来へのフェミニスト政策（Govt Communication Makt, mål och myndighet - feministisk politik för en jämställd framtid）」2016/ 17:10. [↑](#footnote-ref-15)
16. 政府法案 2016/17:188.障害者政策の国家目標と方向性（National goal and direction of disability policy）。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 「パワー、目標と機関 ― ジェンダー平等の未来へのフェミニスト政策」、政府広報2016/17:10。 [↑](#footnote-ref-17)
18. 親しい間柄における暴力に関する全国保健福祉委員会の指示と一般的助言（SOSFS 2014:4）。（訳注　SOSFSは、 Socialstyrelsens författningssamling 全国保健福祉委員会の規制枠組み。） [↑](#footnote-ref-18)
19. スウェーデン統計局、生活実態調査（ULF/SILC）2016/17。結果はこちら（スウェーデン語）： https://www.scb.se/hitta-statistics/statistics-efter-amne/levnadsforhallanden/levnadsforhallanden/undersokningarna-av-levnadsforhallanden-ulf-silc/pong/tabell-och-diagram/statistics-om-personer-med-funktionsnedsattning/tabeller-2016-2017/ [↑](#footnote-ref-19)
20. 「子どもに対する暴力2016：全国調査（Våld mot barn 2016 En nationell kartläggning）」、スウェーデン児童福祉財団。 [↑](#footnote-ref-20)
21. 学校保健サービスおよび特別支援教育における採用と継続研修に対する政府補助金に関する条例（2016年：400）。 [↑](#footnote-ref-21)
22. 就学前クラスは、6歳になる年からの子どもを対象としており、義務教育学校での継続教育の準備をするものである。義務教育は1年から9年までである。学習障害(learning disabilities)児義務教育学校は、学習障害のために義務教育で必要とされる知識水準を満たすことができないと判断された児童生徒を対象とする。特別学校は1年から10年までが対象で、盲ろうあるいは視覚障害に加えて他の障害のある子ども、ろう児または聴覚障害児、重度の言語障害児であるため、義務教育や学習障害児のための義務教育に通うことができない児童生徒を対象としている。サーミ人学校は、義務教育の1年から6年の代わりにサーミ人学校で義務教育を修了できるサーミ人の子どもを対象としている。高等学校は主に、義務教育を修了した、または同等の教育を受けた青少年が対象で、20歳になる最初の暦年6カ月までの間に高等教育を開始する。国立の高等学校には18のプログラムがあり、3年間で修了するようになっている。学習障害者のための高等学校は、義務教育が終了し、学習障害のために高等学校で必要な知識水準を満たすことができないと判断された若者を対象としている。教育は、全国共通のプログラムと個別のプログラムで構成されている。 [↑](#footnote-ref-22)
23. 委員会指令「義務教育の生徒が最低限必要な国民としての知識を得るためのより良い機会（Bättre möjligheter för elever i de obligatoriska skolformerna att nå de kunskapskrav som minst ska nås）」（Dir. U2017:88）。 [↑](#footnote-ref-23)
24. 「学生の健康に関する指針（Vägledning för elevhälsan）」、2015年。 [↑](#footnote-ref-24)
25. U2017/01236/GV. [↑](#footnote-ref-25)
26. 全国特別支援教育・学校庁は、子ども、若者、成人が、その機能的能力にかかわらず教育の目的を達成するための適切な条件を確保するために活動している。同庁はまた、特別学校の責任者でもある。 [↑](#footnote-ref-26)
27. 社会サービス法（Social Services Act）および特定機能障害者支援・サービス法（Act concerning Support and Service for Persons with Certain Functional Impairments）では、子どもの最善の利益を特に考慮すべきであり、子どもは関連情報を受け取り、自分の意見を伝える機会を与えられるべきであると以前から述べられている。 [↑](#footnote-ref-27)
28. 「子供を見よ！」SOU 2017:6 [↑](#footnote-ref-28)
29. 教育法（2010:800）ではすでに、児童・生徒には教育に対する影響力を与えるべきであり、教育を発展させるための活動に積極的に参加し、自分たちに関係する事柄について知らされることが、継続的に奨励すべきであると述べている。児童・生徒の影響力についての情報やその書式は、彼らの年齢や成熟度に応じたものにすべきである。 [↑](#footnote-ref-29)
30. 国連子どもの権利条約に関する法律（2018:1197）。 [↑](#footnote-ref-30)
31. 学齢児教育ケア（School-age educare）は、就学前クラス、義務教育学校、学習障害児のための義務教育学校、特別学校、サーミ人学校などでの教育を補完するものである。 [↑](#footnote-ref-31)
32. 各種の学校形態については、質問4bを参照のこと。 [↑](#footnote-ref-32)
33. 学校保健サービスや特別支援教育での採用、およびこれらの分野での継続研修のための政府補助金に関する条例（2016:400）。 [↑](#footnote-ref-33)
34. U2017/05037/S. [↑](#footnote-ref-34)
35. 全国保健福祉委員会（2019）、「障害者への取り組みと支援（Insatser och stöd till personer med funktionsnedsättning）」、現状報告書2019。 [↑](#footnote-ref-35)
36. 全国保健福祉委員会（2014）「障害のある子どもや若者への支援-特定機能障害者支援・サービス法の取り組みを管理・実施する際の法適用ハンドブック（Stöd till barn och unga med funktionsnedsättning – handbok för rättstillämpning vid handläggning och utförande av LSS-insatser）」および SOSFS 2012:6. [↑](#footnote-ref-36)
37. スウェーデン社会参加庁(2018), 「障害のある人の権利に関するコミュニケーションの取り組み　－政府委託最終報告（Kommunikationssatsning om rättigheter för personer med funktionsnedsättning – slutrapportering av regeringsuppdrag）」2018:7. [↑](#footnote-ref-37)
38. 差別禁止法（2008:567）。 [↑](#footnote-ref-38)
39. デジタル公共サービスのアクセシビリティに関する法律（2018:1937）。 [↑](#footnote-ref-39)
40. 計画された居住地のための政治（Politik för gestaltad livsmiljö）（2017/18:110）。 [↑](#footnote-ref-40)
41. 住宅調整交付金に関する法律（2018:222）。 [↑](#footnote-ref-41)
42. 指令2014/24/EUおよび2014/25/EU。 [↑](#footnote-ref-42)
43. 公共調達法（2016:1145）、水・エネルギー・運輸・郵便分野における調達に関する法律（2016:1146）、公共施設等運営権（Concessions）の公共調達に関する法律（2016:1147）。 [↑](#footnote-ref-43)
44. [https://www.government.se/4aba88/contentassets/9ec42c71c00442a39d67169d3c25faed/national-public-procurement-strategy](https://www.government.se/4aba88/contentassets/9ec42c71c00442a39d67169d3c25faed/national-public-procurement-strategy.pdf).pdf。 [↑](#footnote-ref-44)
45. 政府法案2016/17:188、障害者政策の国家目標と方向性、予算案2018/19:1、UO 9. [↑](#footnote-ref-45)
46. 計画建築法（2010:900）。 [↑](#footnote-ref-46)
47. 計画建築条例（2011:338）。 [↑](#footnote-ref-47)
48. デジタル公共サービスへのアクセスに関する法律（2018:1937）。 [↑](#footnote-ref-48)
49. Dir.2019:44「信頼すべき公認代理人 - 保佐人(conservator)と管理者(administrator)に関する規則の概要（Ställföreträdarskap att lita på – en översyn av reglerna om gode män och förvaltare）」 [↑](#footnote-ref-49)
50. 患者法 （Patient Act）（2014:821）。 [↑](#footnote-ref-50)
51. 第4章1-2条 [↑](#footnote-ref-51)
52. 特定機能障害者支援・サービス法（Act concerning Support and Service for Persons with Certain Functional Impairments）2015に基づく特定の取り組みの詳細な対応調査（mapping）と分析。 [↑](#footnote-ref-52)
53. LSS（Lagen om stöd och service till vissa funktionshindrade特定機能障害者支援・サービス法）による対策の見直しと支援給付（SOU 2018:88）。 [↑](#footnote-ref-53)
54. 入院医療から退院する際の協力に関する法律（Act on Cooperation during Discharge from In-patient Healthcare）（2017:612）。 [↑](#footnote-ref-54)
55. 強制的な精神医療に関する法律（1991:1128）第30条および法医学的精神医療に関する法律（1991:1129）第26条に基づく。 [↑](#footnote-ref-55)
56. 強制的な精神医療に関する法律第48条および法医学的精神医療に関する法律第30条に基づく。 [↑](#footnote-ref-56)
57. 2018年予算案（Gvt Bill 2017/18:1）。 [↑](#footnote-ref-57)
58. SOSFS 2014:4. [↑](#footnote-ref-58)
59. S2016/00633/FST [↑](#footnote-ref-59)
60. S2018/03516/Jäm. [↑](#footnote-ref-60)
61. S2017/07420/Jäm. [↑](#footnote-ref-61)
62. スウェーデン刑法第29章第2条第3項。 [↑](#footnote-ref-62)
63. U2018/00504/S 「教員を応援するⅡ」（Boost for Teachers II）の実施に関する継続的な責任について。 [↑](#footnote-ref-63)
64. 高等教育条例（1993:100）の改正に関する条例（2017:1111）。 [↑](#footnote-ref-64)
65. スウェーデン国立教育庁のウェブサイトhttps://www.skolverket.se/skolutveckling/nationella-skolutvecklingsprogram#h-Programskolaocharbetslivsamtvidarestudier。 [↑](#footnote-ref-65)
66. Dir.2016:40「特定機能障害者支援・サービス法（LSS: Lagen om stöd och service till vissa funktionshindrade)に基づく取組と支援給付の見直し」 [↑](#footnote-ref-66)
67. 特定機能障害者支援・サービス法に基づく取組と支援給付の見直し（SOU 2018:88） [↑](#footnote-ref-67)
68. 住宅改修補助金に関する法律（Act on Housing Adaptation Grants）（2018:222）。 [↑](#footnote-ref-68)
69. 全国保健福祉委員会 (2019)「障害者に対する取り組みと支援」2019年現状報告書。 [↑](#footnote-ref-69)
70. 「公共交通のバリア-障害者のための公共交通におけるアクセシビリティのバリアの詳細調査」、報告書2019:03 [↑](#footnote-ref-70)
71. 新しいデータ保護法（SOU 2017:39）。 [↑](#footnote-ref-71)
72. 2017年にスウェーデン障害者権利連盟に名称変更 [↑](#footnote-ref-72)
73. 「保健社会省領域のデータ保護-EUの一般データ保護規則に沿った適応」,SOU 2017:66） [↑](#footnote-ref-73)
74. HSLF-FS 2017:48. [↑](#footnote-ref-74)
75. 教育法第1章第4条と第8条。 [↑](#footnote-ref-75)
76. 政府法案「授業時間-支援、特別支援、行動プログラムを伴う教師の仕事」（2013/14:160） [↑](#footnote-ref-76)
77. 教育法第3章第2条、政府法案「教育法の特定の問題点」（2013/14:148）。 [↑](#footnote-ref-77)
78. 学校保健サービスおよび特別支援教育における採用とこれらの分野における継続研修への政府補助金に関する条例（2016年：400）。 [↑](#footnote-ref-78)
79. U2018/00504/S 「教員への支援 Ⅱ」の実施に関する継続的な責任について。 [↑](#footnote-ref-79)
80. 高等教育条例（1993:100）の改正に関する条例（2017:1111）。 [↑](#footnote-ref-80)
81. 学校の形態については質問4bを参照のこと。 [↑](#footnote-ref-81)
82. 政府法案「読み、書き、数える- 早期介入保障」(2017/18:195). [↑](#footnote-ref-82)
83. U2018/02959/S「早期介入の保障に関する知識開発と実践」 [↑](#footnote-ref-83)
84. 教育法(2010:800)第3章第12条、政府法案「すべての人の高校教育」(2017/18:183p.61) [↑](#footnote-ref-84)
85. 教育法（2010:800）第9章第15条、第10章第30条および第11章第29条。 [↑](#footnote-ref-85)
86. 学校の形態については質問4bを参照のこと。 [↑](#footnote-ref-86)
87. 教育法（2010:800）第28章第12条第1項第6号。 [↑](#footnote-ref-87)
88. 学校の形態については質問4bを参照のこと。 [↑](#footnote-ref-88)
89. 教育法（2010:800）第9章第12条、第10章第35条、第11章第34条、第18章第34条。 [↑](#footnote-ref-89)
90. 教育法（2010:800）第9章第17、19、21条、第10章第35、37、39条、第11章第34、36、38条。 [↑](#footnote-ref-90)
91. 政府法案2009/10:165 「新教育法-知識、選択の自由、安全のために」, p.744, p.788. [↑](#footnote-ref-91)
92. 教育法（2010:800）第15章第33条、第16章第52、54条、第18章第34条、第19章第45、47条。 [↑](#footnote-ref-92)
93. 教育法第2章第8条b（2010:800）。 [↑](#footnote-ref-93)
94. 教育法（2010:800）第8章第23条、第9章第21条、第10章第39条、第11章第38条、第16章第54条、第19章第47条。 [↑](#footnote-ref-94)
95. 学校の形態については質問4bを参照のこと。 [↑](#footnote-ref-95)
96. 学校の形態については質問4bを参照のこと。 [↑](#footnote-ref-96)
97. 市町村の成人基礎教育は、社会参加や職業生活に必要な知識を成人に対して提供することを目的としている。また、進学（further studies）を可能にすることも目的としている。高等学校レベルの市町村成人教育は、高等学校教育に相当するレベルの知識を成人に対して提供することを目的としている。 [↑](#footnote-ref-97)
98. 公的統計に関する条例（2001:100）の付録。 [↑](#footnote-ref-98)
99. S2015/3986/FS [↑](#footnote-ref-99)
100. スウェーデン統計局、「障害のある人の労働市場での状況2018年」www.scb.se/am0503. [↑](#footnote-ref-100)
101. この調査ではかなりのデータが欠落しているため、統計上の推定値は不確かである。 [↑](#footnote-ref-101)
102. 物価調整額は、社会の物価動向を反映したもので、税金、年金・保険給付、会費・サービス料など、さまざまな計算に使用される。物価調整額は消費者物価指数を参考に毎年調整される。 [↑](#footnote-ref-102)
103. 想定所得とは、過去の所得に基づく予想所得を意味する。 [↑](#footnote-ref-103)
104. 政府法案を通じた選挙法（2005:837）「選挙へのアクセスと参加」（政府法案2013/14:37, 報告書2013/14:KU9, 連邦議会委員会2013/14:124）。 [↑](#footnote-ref-104)
105. 政府法案「選挙手続きの効率性、安全性、アクセシビリティの向上」（政府法案2013/14: 124, 報告書2013/14:KU31, 連邦議会委員会2013/14: (231) [↑](#footnote-ref-105)
106. 選挙法第7章第3条。 [↑](#footnote-ref-106)
107. 選挙法第3章第5条。これは政府法案「選挙手続きの効率性、安全性、アクセシビリティの向上（Increased efficiency, security and accessibility in election procedures）」で決定。（政府法案2013/14:124, 報告書2013/14:KU31, 連邦議会委員会2013/14:231） [↑](#footnote-ref-107)
108. これらの法改正は、政府法案「委任の比例配分と事前登録（Proportional allocation of mandate and prior registration）」（政府法案2013/14:48）を通じて行われた。 [↑](#footnote-ref-108)
109. 政府法案2017/18:286「投票の秘密の保護の強化（Strengthened protection for ballot secrecy）」 [↑](#footnote-ref-109)
110. 「すべての有権者（Alla väljare）」、www.allavaljare.se。 [↑](#footnote-ref-110)
111. Ku2018/01280/D. [↑](#footnote-ref-111)
112. 公式統計法（The Official Statistics Act）（2001:99）。 [↑](#footnote-ref-112)
113. 障害者政策の実施に関する政府機関の責任に関する条例2001:526に基づく。 [↑](#footnote-ref-113)
114. 参照S2012/2210/FST 「障害のある人の生活状況に関するデータ開発を報告・提案する委員会」 [↑](#footnote-ref-114)
115. 政府法案2016/17:188「障害者政策の国家目標と方向性」 [↑](#footnote-ref-115)
116. 政府広報2016/17:60「スウェーデンの開発協力と人道援助の政策枠組み」 [↑](#footnote-ref-116)